

都 労 委 年 報

令和5年

まえがき

この年報は、令和5年1月から令和5年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和6年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

凡例	1
はじめに	3
取扱件数一覧表	5
第1部 概況	
第1章 労働争議の調整	15
第1節 労働争議の調整の概況	15
1 取扱概況	15
2 新規係属状況	16
3 終結状況	17
第2節 争議実情調査	19
第2章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為の審査の概況	21
1 取扱概況	21
2 新規係属状況	22
3 審査状況	24
4 終結状況	31
5 不服申立ての状況	32
第2節 命令・決定事件	34
1 命令・決定事件一覧	34
2 命令・決定事件の分類	36
3 命令・決定事件の概要	43

第3節	再審査事件の概況	65
1	再審査事件の係属状況	65
2	再審査事件の終結状況	65
第4節	行政訴訟事件の概況	73
1	行政訴訟事件の係属状況	73
2	緊急命令申立事件	73
3	確定命令不履行通知	73
第3章	労働組合の資格審査等	78
第1節	労働組合の資格審査の概況	78
1	取扱概況	78
2	新規係属状況	78
3	終結状況	79
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	79
第3節	認定告示	79
第4章	組織・運営	81
第1節	組織	81
1	委員会	81
2	事務局	81
第2節	運営	82
1	内部会議	82
2	連絡協議会及び連絡会議	83

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	90
第2表	都道府県労委対比新規件数	90
第3表	1件当たり対象労働組合員数	91
第4表	調整開始事由別件数	92
第5表	加盟上部団体有無別件数	92
第6表	加盟上部団体系統別件数	93
第7表	組合・企業の所在地別件数	94
第8表	別組合有無別件数	94
第9表	従業員規模別件数	95
第10表	組合員規模別件数	95
第11表	産業別件数	96
第12-1表	製造業内訳	98
第12-2表	サービス業内訳	99
第13表	調整事項別内訳	100
第14表	団交促進の内訳	101
第15表	あっせん員構成別件数	102
第16表	終結区分別平均所要日数	102
第17表	解決事件・案提示有無別件数	103
第18表	取下理由別件数	103
第19表	打切理由別件数	104
第20表	実情調査取扱件数	105
第21表	実情調査・業種別開始件数	105

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	106
第23表	都道府県労委対比新規件数	108
第24表	申立人別件数	108
第25表	企業の所在地別件数	109

第26表	従業員規模別件数	109
第27表	別組合有無別件数	110
第28表	加盟上部団体有無別件数	110
第29表	加盟上部団体系統別件数	111
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	112
第31表	産業別件数	114
第32-1表	製造業内訳	116
第32-2表	サービス業内訳	117
第33表	審査等実施回数	118
第34表	終結事件・審査状況	118
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	119
第36表	終結事件・証人数別件数	120
第37-1表	終結区分別平均所要日数	121
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	121
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	122
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	123

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	124
第40表	都道府県労委対比新規件数	124
第41表	係属事由別新規件数	125
第42表	係属事由別終結件数	126
第43表	係属事由別平均所要日数	126

4 相談

第44表	相談件数	127
------	------	-----

<名簿>

第46期東京都労働委員会委員名簿	131
退任委員名簿（令和5年）	134
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	135

凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。
 - ……………皆無又は該当数値なし
 - r ……………訂正值
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第13回改定(平成25年10月)による。

はじめに

1 労働をめぐる情勢

令和5年の日本経済は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、大幅な円安の進行、物価上昇などのマイナス要因が多かったものの、高水準の賃上げ率、インバウンド需要の回復などの明るい兆しもみられた。

一方、雇用情勢についてみると、5年の全国の年平均完全失業率は2.6%で、前年と同率であった。また、全国の年平均完全失業者数は前年比1万人減の178万人であり、2年連続の減少となった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比3万人減の43万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比4万人減の25万人であった。

また、5年の全国の年平均就業者数は前年比24万人増の6,747万人であり、3年連続の増加となった。このうち、雇用者（役員を除く）5,739万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比18万人増の3,615万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比23万人増の2,124万人であった。雇用者（役員を除く）に占める非正規従業員の割合は年平均で37.0%となり、前年から0.1ポイント増加した。

2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、令和5年6月30日現在でそれぞれ6,559組合（前年比53組合減）、242万8,917人（同14,572人増）で、組合数は22年連続の減少、組合員数は2年連続の増加となった。

また、労働組合の推定組織率（雇用者数に占める組合員数の割合）は、25.4%で、前年に比べて、0.1ポイント増加した。なお、全国での推定組織率は16.3%で、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が34万5,017人（都内組合員

数の14.2%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」が33万8,517人(同13.9%)、「金融業、保険業」の27万2,276人(同11.2%)と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万89人減少して48万8,913人(都内組合員数の20.1%)となった。

3 当委員会における取扱事件の動向

5年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ2件減少して75件であり、新規係属件数は、前年を9件上回り59件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ4件増加して445件であり、新規係属件数は、前年を4件下回り79件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では83.1%、新規審査事件では79.7%を占めている。

出典

労働力調査(基本集計)2023年(令和5年)平均(速報)結果(総務省)
令和5年(2023年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)
令和5年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取扱件数一覧表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終 結 件 数
昭和	21	—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
	22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
	23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
	24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
	25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
	26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
	27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
	28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
	29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
	30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
	31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
	32	7	116	123	120	0	12	12	12
	33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
	34	3	101	104	103	0	26	26	26
	35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
	36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
	37	2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
	38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
	39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
	40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
	41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
	42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
	43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
	44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
	45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
	46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
	47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
	48	15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
	49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
	50	15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
	51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
	52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
	53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
	54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
	55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
	56	35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

昭和57年～平成29年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終 結 件 数
昭和	57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
	58	47	142	189	143	263	306	569	332
	59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
	60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
	61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
	62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
	63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成	元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
	2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
	3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
	4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
	5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
	6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
	7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
	8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
	9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
	10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
	11	46	212	258	218	94	202	296	186
	12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
	13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
	14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
	15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
	16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
	17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
	18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
	19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
	20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
	21	37	209	246	186	33	145	178	136
	22	60	153	213	178	42	125	167	129
	23	35	147	182	135	38	112	150	116
	24	47	124	171	146	34	112	146	110
	25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
	26	34	86	120	110	58	115	173	119
	27	10	87	97	81	54	109	163	115
	28	16	87	103	87	48	112	160	109
	29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和5年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数(a)	新規係属 件数 (b)	取 扱 件 数 (a)+(b)	終 結 件 数
平成 30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和 元	21	48	69	53	47	92	139	97
2	16	56	72	61	42	85	127	88
3	11	(1) 83	94	67	39	90	129	98
4	27	50	77	61	31	76	107	74
5	16	59	75	59	33	86	119	87
		⑦(186) 9,234		⑦(186) 9,218		11,458		11,426

(注) ()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和	21	—	13	13	6				
	22	7	48	55	47				
	23	8	90	98	78	—	9	9	6
	24	20	62	82	61	3	107	110	77
	25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
	26	16	37	53	46	20	168	188	174
	27	7	37	44	38	14	119	133	129
	28	6	50	56	30	4	68	72	56
	29	26	37	63	40	16	98	114	95
	30	23	46	69	57	19	100	119	111
	31	12	35	47	36	8	56	64	53
	32	11	38	49	34	11	65	76	66
	33	15	48	63	50	10	78	88	76
	34	13	58	71	48	12	98	110	93
	35	23	45	68	46	17	78	95	69
	36	22	74	96	56	26	94	120	82
	37	40	88	128	61	38	143	181	119
	38	67	67	134	63	62	92	154	114
	39	71	62	133	60	40	99	139	86
	40	73	70	143	64	53	124	177	102
	41	79	88	167	72	75	156	231	125
	42	95	102	197	60	106	148	254	128
	43	137	77	214	75	126	131	257	122
	44	139	81	220	75	135	157	292	149
	45	145	102	247	95	143	131	274	126
	46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
	47	171	143	314	94	150	255	405	167
	48	220	104	324	93	238	181	419	164
	49	231	131	362	76	255	204	459	147
	50	286	141	427	140	312	286	598	238
	51	287	129	416	107	360	223	583	215
	52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
	53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
	54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
	55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
	56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和	57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
	58	407	119	526	118	524	213	737	248
	59	408	91	499	99	489	161	650	185
	60	400	116	516	118	465	200	665	178
	61	398	107	505	82	487	205	692	162
	62	423	108	531	98	530	233	763	178
	63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成	元	404	76	480	89	494	111	605	173
	2	391	68	459	84	432	97	529	136
	3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
	4	386	81	467	164	406	127	533	119
	5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
	6	286	101	387	57	345	156	501	94
	7	330	87	417	55	407	157	564	115
	8	362	98	460	67	449	153	602	107
	9	393	77	470	145	495	137	632	164
	10	325	100	425	85	468	153	621	111
	11	340	114	454	71	510	195	705	154
	12	383	124	507	111	551	165	716	175
	13	396	96	492	105	541	162	703	206
	14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
	15	404	115	519	96	491	186	677	172
	16	423	85	508	102	505	145	650	192
	17	406	102	508	138	458	138	596	273
	18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
	19	362	100	462	193	259	154	413	208
	20	269	92	361	94	205	134	339	171
	21	267	119	386	85	168	178	346	136
	22	301	125	426	94	210	172	382	136
	23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
	24	327	103	430	121	249	161	410	182
	25	309	118	427	112	228	157	385	166
	26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
	27	323	117	440	139	230	155	385	194
	28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
	29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和5年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
2	313	116	429	79	193	163	356	107
3	350	99	449	[2] 91	249	147	396	130
4	358	83	441	75	266	100	366	102
5	366	79	445	114	264	117	381	153
		<1>		[23]<1>			11,511	11,283
		7152		6821				

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第 1 部 概 況

第1部
概況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った労働争議調整事件は75件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が59件であった（資料<統計表>第1表）。

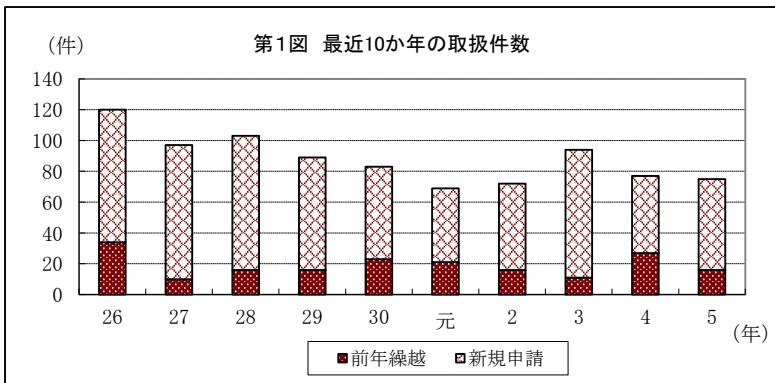
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は2件減少し、新規係属件数は9件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年は再び減少し、5年は前年と同水準であった（第1図）。

なお、令和5年の新規係属事件59件のうち合同労組関係事件は49件で、83.1%を占めている。



2 新規係属状況

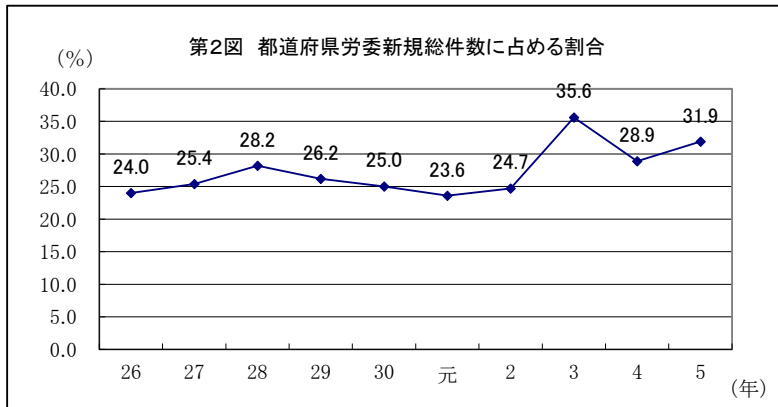
(1) 調整区分別の状況

令和5年の新規係属件数59件はすべてあっせん事件であり、仲裁事件はなかった（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規総件数は185件で、前年より12件増加している。

当委員会に係属した新規件数59件を全国比で見ると31.9%で、前年（28.9%）より増加した（第2図、資料＜統計表＞第2表）。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が49件（構成比（以下同じ）83.1%）と多く、「使用者申請」は10件（16.9%）、「労使双方申請」は0件であった（資料＜統計表＞第4表）。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは44件（74.6%）、加盟していないものは15件（25.4%）である（資料＜統計表＞第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系15件（34.1%）、全労連系18件（40.9%）、全労協を含むその他11件（25.0%）であった（資料＜統計表＞第6表）。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が37件（62.7%）で、このうち49人以下の企業に係るものは21件（35.6%）である（資料＜統計表＞第9表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が11件（18.6%）で最も多く、以下「教育・学習支援業」が9件（15.3%）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が35件で最も多く、次いで「解雇」が28件、「その他の労働条件」が10件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が16件で最も多くなっている（資料＜統計表＞第14表）。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が39件（66.1%）、「公・労・使委員三者構成」が20件（33.9%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和5年の取扱件数75件のうち、59件が終結した。終結率は78.7%で、前年より0.5ポイント減少した（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」22件、「取下」5件、「打切」32件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3) **解決率**

解決率は40.7%で、前年より17.5ポイント減少した（資料＜統計表＞第1表）。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した22件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」21件となっている（資料＜統計表＞第17表）。

(5) **申請取下の理由**

取下5件のうち、「調整拒否」が4件（80.0%）などとなっている（資料＜統計表＞第18表）。

(6) **調整打切の理由**

打切32件については、「調整拒否」が17件（53.1%）、「当事者主張固持・歩みより困難」が15件（46.9%）となっている（資料＜統計表＞第19表）。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は13日で、最長は483日であった。

(イ) 取下事件 最短は15日で、最長は191日であった。

(ウ) 打切事件 最短は2日で、最長は296日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は84.3日で、前年より28.8日短くなった（資料＜統計表＞第16表）。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数 \ 終結区分	総数	解決	取下	打切	不調	裁定
総数	59	22	5	32	-	-
9日以内	8	-	-	8	-	-
10日～19日	6	2	1	3	-	-
20日～29日	5	1	2	2	-	-
30日～59日	9	3	1	5	-	-
60日～89日	11	4	-	7	-	-
90日～179日	13	9	-	4	-	-
180日以上	7	3	1	3	-	-

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和5年の取扱件数は119件で、そのうち前年からの繰越件数は33件、新規調査開始事件は86件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は12件増加し、新規調査開始件数は10件増加した（資料＜統計表＞第20表）。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件86件を業種別にみると、「医療業」が67件、「廃棄物処理業」が15件、「運輸・通信業」が3件となっている（資料<統計表>第21表）。

(4) 終結状況

取扱件数119件のうち、87件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料<統計表>第20表）。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った不当労働行為事件は445件で、このうち前年からの繰越事件が366件、新規係属事件が79件であった（資料〈統計表〉第22表）。

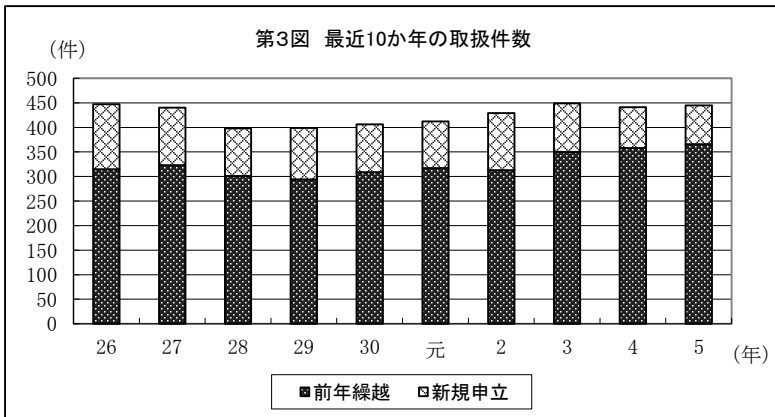
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は4件増加し、新規係属件数は4件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は430件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和5年の新規係属事件79件のうち、合同労組関連事件数は63件で、79.7%を占めている。

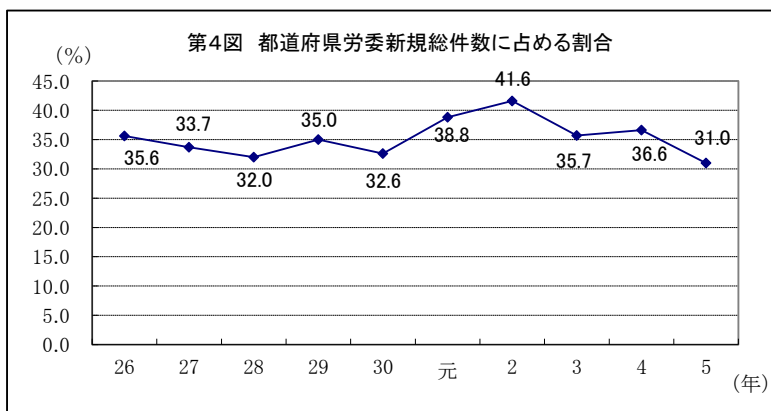


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規係属総件数は255件であった。

当委員会の新規係属件数79件を全国比で見ると、31.0%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が61件（77.2%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が17件（21.5%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て78件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが59件（75.6%）、加盟していないものが19件（24.4%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系29件（49.2%）、全労連系18件（30.5%）、全労協系を含むその他12件（20.3%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て78件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」14件（17.9%）、「無（不明を含む）」64件（82.1%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・ 4件
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・ 2件
派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・ 1件
発注元の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」及び「1000人以上」が19件（24.1%）で最も多くなっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては38件（48.1%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が14件（17.7%）と最多で、「サービス業」が11件（13.9%）、「教育・学習支援業」が10件（12.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が68件（86.1%）で最も多く、次いで「3号に該当」が43件（54.4%）、「1号に該当」が21件（26.6%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件79件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が10件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和5年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」639回、「審問」46回、「和解」2回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」227回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和5年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件はなかった。

(3) 申立ての承継

令和5年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和5年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は2件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和5年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが15件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、令和6年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが5件、口頭による要望を行ったものが6件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

事件番号	申立年月日		申立人	申立内容（要旨）	
	措置年月日			措置内容	
1	4 不79	5. 1. 20	労	組合員 X が会社の東京工場において令和4年12月9日まで担っていたものと同等かつ同様の業務を継続的に与えることで、階段下の廊下での事実上の待機指示を解消すること。	
		5. 4. 18		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。	
2	5 不6	5. 1. 27	労	本件の審査係属中は、紛争に至る令和4年8月16日以前の状態で組合員が正常に業務を遂行できるようにすること。	
		5. 6. 6		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。	
3	4 不43	5. 2. 8	労	組合員 X に対して懲戒処分を行わないこと。	
		5. 3. 1		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。	
4	4 不3	5. 2. 14	労	組合員 X について定年を口実とした解雇を行わず、高年齢者雇用安定法に基づく定年延長を行うこと。	
		5. 4. 21		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。	
5	5 不1	5. 2. 14	労	労働基準監督署長の発した「是正勧告書」及び「指導票」に沿って安全配慮義務を果たし、「業務」を名目とした支配介入を直ちに改めること。	
		5. 5. 16		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。	

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
6	5 不19	5. 3. 23	労	組合らとの間で、組合員の労働条件その他の待遇について労使協定を取り交わすまで、西陣の廃業を中止し、組合員の雇用を継続すること。また、組合員に対し、個別の接触及び交渉を行わないこと。
		5. 5. 24		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
7	5 不9	5. 4. 4	労	1 執行委員長 X に対し、懲戒処分をしないこと。 2 執行委員長 X に対し、令和 5 年 4 月以降の授業を委嘱しないとした通知を直ちに撤回すること。
		5. 4. 11		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
8	5 不5	5. 5. 8	労	組合員に対して、雇用の喪失や職種変更、配置転換、降格、賃金・労働条件などにおいて不利益処分をしないこと。
		5. 5. 26		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。
9	4 不27	5. 5. 8	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		5. 5. 29		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
10	4 不27	5. 5. 29	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		-		5年7月27日、措置しないことを決定した。
11	4 不27	5. 7. 18	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		-		5年7月27日、措置しないことを決定した。
12	4 不27	5. 8. 24	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて労働条件の変更について組合に通知し、団体交渉に応じること。
		-		5年10月12日、措置しないことを決定した。
13	5 不5	5. 10. 25	労	1 5年5月1日付けの配転命令、及びマネージャー職解職による給与減額について、組合員Xに対し、給与減額の撤回等を含む、現実的な不利益回避の措置をとること。 2 団体交渉を拒否することなく、上記配転命令、給与減額等について速やかに協議すること。
		5. 11. 29		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
14	5 不32	5. 10. 25	労	組員Xに対し、組合に無断で一方向的に業務の引継を指示するなどして、Xの労働条件に影響しうる業務等の変更をしないこと。
		6. 12. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
15	5 不74	5. 12. 11	労	本案の審査中は、組員Xに対して雇止めをしないこと。
		-		

(6) 物件提出命令

令和5年に物件提出命令の申立てがされた事件は1件であり、令和5年12月末現在係属中である。

前年から繰り越された事件は1件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

(7) 証人等出頭命令

令和5年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。

なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。)

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,692件のうち、令和5年12月末までに終結した事件は1,488件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは987件であった。また、終結事件1,488件に係る平均処理日数は469.2日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規 申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・ 決定		うち1年 6か月 経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,692	226	954	1,180	308	1,488	204	124
平均処理 日数(日)	—	355.7	371.1	368.1	856.5	469.2	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

		取下・和解			命令・ 決定	終結計
		取下	和解	計		
6か月以内		83	331	414	1	415
6か月超～1年以内		51	275	326	10	336
1年超～1年6か月以内		46	153	199	37	236
1年6か月以内計		180	759	939	48	987
1年6か月超		46	195	241	260	501

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和5年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和5年の取扱件数445件のうち、114件が終結した。終結件数は前年に比べて39件増加した（資料<統計表>第22表）。

(2) 終結区分

終結した114件について、終結区分をみると、命令・決定件数は19件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」9件、「棄却」4件、「却下」2件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」65件、「無関与和解」16件、「取下」14件となっている（資料<統計表>第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	114	4	9	4	2	65	16	14
49日以内	3	-	-	-	-	-	3	-
50～99日	5	-	-	-	-	4	1	-
100～299日	26	-	-	-	1	16	5	4
300～499日	23	1	-	-	1	14	3	4
500～699日	16	-	1	2	-	9	-	4
700～999日	19	2	2	1	-	10	2	2
1000～1499日	12	-	5	-	-	5	2	-
1500日以上	10	1	1	1	-	7	-	-

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和5年の終結事件に係る平均所要日数は、684.3日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結区分	所要日数	平均	最短	最長	件数
総数		684.3	26	3,742	114
全部救済		1,103.3	310	2,235	4
一部救済		1,058.4	522	1,502	9
棄却		953.5	643	1,630	4
却下		237.5	117	358	2
関与和解		726.5	63	3,742	65
無関与和解		392.9	26	1,109	16
取下		447.6	118	854	14

5 不服申立ての状況

令和5年中に当委員会が発した命令・決定書数は19本であった。なお、命令・決定による終結事件数は19件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和6年1月末現在15本となっており、命令・決定に対する不服申立率は78.9%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	19
不服申立数	17
再審査申立て	15
労働者側	7
使用者側	4
双方	4
行政訴訟提起	2
労働者側	0
使用者側	2
不服申立率	78.9

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

第2節 命令・決定事件

1 命令・決定事件一覧

令和5年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※ 不服等については、6年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	F事件	3不60	R3.8.23	R5.1.26	1・2・3 一部救済	再審査(労)
2	A事件	3不23	R2.3.29	R5.3.14	1・3 一部救済	再審査(双方)
3	T事件	31不16	H31.2.18	R5.3.30	2 一部救済	確定
4	S事件	4不26	R4.4.22	R5.4.14	2 却下	再審査(労)
5	J事件	29不30	H29.4.18	R5.5.31	2・3 全部救済	再審査(使)
6	Y事件	2不80	R2.9.1	R5.6.1	1 一部救済	再審査(双方)
7	J事件	2不110	R2.12.21	R5.6.7	1・3 全部救済	再審査(使)
8	K事件	2不53	R2.6.11	R5.6.30	2 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
9	T事件	3不66	R3.9.17	R5.6.30	2 棄却	確定
10	T事件	31不4	H31.1.24	R5.7.11	1・2・3 棄却	再審査(労)
11	B事件	4不50	R4.9.7	R5.7.13	2 全部救済	確定
12	S事件	5不28	R5.4.13	R5.8.7	— 却下	未確定
13	U事件	3不3	R3.1.12	R5.9.7	1・3 全部救済	再審査(使)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
14	N事件	3不35	R5.5.7	R5.10.12	2 棄却	再審査(労)
15	N事件	2不8	R2.1.31	R5.11.11	1・2・3 一部救済	再審査(使)
16	S事件	3不71	R3.10.4	R5.11.8	2・3 一部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
17	W事件	2不107	R2.12.14	R5.11.14	2・3 一部救済	再審査(双方)
18	S事件	元不87	R1.11.27	R5.11.29	1・2・3 一部救済	再審査(双方)
19	R事件	4不14	R4.3.11	R5.12.13	2 棄却	再審査(労)

2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

(1) 不利益取扱い

ア 解雇・雇止め等

〈定年後再雇用拒否〉

・ S事件【16】

〈民事再生手続に基づく事業廃止〉

・ F事件【1】

イ 賃金等

〈手当の廃止〉

・ S事件【18】

〈協定昇給の停止〉

・ S事件【18】

ウ 配転・業務割当

〈配転〉

・ A事件【2】

〈担当クラスの減少〉

・ Y事件【6】

〈就労拒否〉

・ U事件【13】

エ その他

〈降格〉

・ A事件【2】

〈昇格させないこと〉

・ S事件【16】

〈懲戒処分〉

・ A事件【2】

・ T事件【10】

〈厳重注意〉

- ・ J 事件【7】

〈担当車外し〉

- ・ N 事件【15】

〈団交拒否〉

- ・ F 事件【1】

(2) 団体交渉拒否

ア 団体交渉拒否の理由

〈交渉の行き詰まり〉

- ・ J 事件【5】

- ・ K 事件【8】

- ・ T 事件【9】

〈日程調整〉

- ・ F 事件【1】

〈申入書の不到達〉

- ・ F 事件【1】

〈組合の認可の有無、法的性格〉

- ・ B 事件【11】

〈新型コロナウイルス感染症蔓延〉

- ・ B 事件【11】

- ・ S 事件【16】

- ・ R 事件【19】

イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

- ・ T 事件【3】

- ・ S 事件【4】

- ・ J 事件【5】

- ・ N 事件【14】

- ・ W 事件【17】

- ・ S 事件【18】

〈交渉担当者〉

・ S 事件【4】

ウ その他

〈組合員個人の申立適格〉

・ S 事件【4】

〈団体交渉開催の遅延〉

・ S 事件【18】

〈あっせんにおける使用者の見解表明〉

・ N 事件【14】

〈労働協約の締結〉

・ N 事件【15】

(3) 支配介入

ア 反組合的言動

〈組合活動等に係る発言〉

・ J 事件【5】

・ T 事件【10】

〈ビラ配布の禁止〉

・ U 事件【13】

〈掲示板への文書掲示〉

・ J 事件【7】

イ 人事権の行使

〈降格・減給〉

・ A 事件【2】

〈懲戒処分〉

・ A 事件【2】

・ T 事件【10】

〈嚴重注意〉

・ J 事件【7】

〈配転〉

・ A 事件【2】

〈就労拒否〉

- ・ U事件【13】
〈定年後再雇用の拒否〉
- ・ S事件【16】
〈手当の廃止〉
- ・ S事件【18】
〈協定昇給の停止〉
- ・ S事件【18】
- ウ 団体交渉に係る会社の対応
〈使用者の交渉態度・説明内容〉
- ・ W事件【17】
〈団体交渉の拒否〉
- ・ F事件【1】
- エ 他組合との差別的取扱い
- ・ N事件【15】
- オ その他
〈ストライキの中止を求める発言〉
- ・ U事件【13】
〈過去の和解協定の解約予告通知〉
- ・ W事件【17】
〈組合員向けの研修への出席命令〉
- ・ T事件【10】
〈生徒に対する組合活動の禁止通告〉
- ・ U事件【13】
〈書記長の担当車外し〉
- ・ N事件【15】
〈営業所内での旗開き等における酒類提供の禁止〉
- ・ N事件【15】

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

ア 申立人適格

〈労働者性〉

・ Y事件【6】

イ 被申立人適格

〈法律上独立した権利義務の主体ではない〉

・ S事件【16】

ウ 使用者性

〈親会社〉

・ T事件【3】

(2) 却下事由

〈申立期間の徒過〉

・ T事件【3】

・ S事件【18】

〈申立書の補正がなされない〉

・ S事件【12】

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈文書の交付及び掲示〉

・ Y事件【6】

〈再雇用したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・ S事件【16】

〈昇格したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・ S事件【18】

〈協定昇給が実施されたものとして取り扱うこと〉

・ S事件【18】

〈嚴重注意をなかつたものとして取り扱うこと〉

・ J事件【7】

〈業務に従事したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・ U事件【13】

〈担当クラスを一定数割り当てたものとして取り扱うこと及び報酬相当額の支払〉

・ Y事件【6】

〈現在の配属先以外の部署への配属〉

・ A事件【2】

(2) 団体交渉拒否の救済

ア 団体交渉応諾

・ J事件【5】

・ K事件【8】

・ B事件【11】

イ 誠実な団体交渉

・ T事件【3】

・ J事件【5】

・ N事件【15】

(3) 支配介入の救済

ア 反組合的言動の禁止

・ J事件【5】

イ 文書交付又は掲示のみ

・ A事件【2】

・ U事件【13】

ウ 文書交付及び掲示

・ J事件【5】

・ W事件【17】

エ その他

〈現在の配属先以外の部署への配属〉

・ A事件【2】

〈昇格したものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・ S事件【18】

〈協定昇給が実施されたものとして取り扱うこと〉

・ S 事件【18】

(4) 文書交付・揭示

ア 文書交付

・ F 事件【1】

・ T 事件【3】

・ K 事件【8】

・ B 事件【11】

イ 文書交付及び揭示

・ A 事件【2】

・ J 事件【5】

・ Y 事件【6】

・ J 事件【7】

・ U 事件【13】

・ N 事件【15】

・ S 事件【16】

・ W 事件【17】

・ S 事件【18】

3 命令・決定事件の概要

1 F事件（3不60、5.1.26終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①F1社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、X2を解雇したこと、②F1社が、同社の浪江セメント配送ターミナル（以下「浪江ターミナル」という。）の運転手全員を解雇後、両組合員に対して雇用確保のための措置を講じなかったこと、③組合の本件団体交渉申入れに対し、F1社が応じなかったこと、④F2社が、雇用確保に係る団体交渉を拒否した状態で、X1を解雇したこと、⑤F2社が運転手全員を解雇後、X1に対して雇用確保のための措置を講じなかったこと、⑥組合の本件団体交渉申入れに対し、F2社が応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア F2社は、申立人に対して文書を交付しなければならない。

イ 前項の履行報告

ウ F2社に対するその余の申立て並びにF1社及びY1破産管財人に対する申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア F1社は、団体交渉を拒否した状態ではあったが、民事再生手続に基づく事業廃止に伴い、浪江ターミナルで勤務していた同社所属の運転手5名全員を組合員であるか否かにかかわらず解雇したのであるから、同社がX2を解雇したことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

イ F1社が、組合員であるX2の雇用確保について、他の従業員と異なる取扱いをしたということはできないから、同社が同人に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、

組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

F 1 社は、同社の従業員、F 2 社の従業員のいずれに対しても、雇用確保のための措置を講じたとは認められないから、F 1 社が、X 1 に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

ウ 組合は、直ちに団体交渉に応じるよう繰り返し要求するのみで、8月6日以降の候補日を提示することもなかったから、団体交渉が開催されなかった原因をF 1 社のみになおさせるのは酷であるといわざるを得ず、同社がX 2 の雇用確保等を議題とする本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

エ F 2 社は、団体交渉を拒否した状態ではあったが、事業廃止に伴い、X 1 を含む運転手8名全員を組合員であるか否かにかかわらず解雇したのであるから、同社が同人を解雇したことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

オ F 2 社が、解雇した従業員の雇用確保について、X 1 と他の非組合員の運転手とで異なる取扱いをしたということはできないから、同社が、X 1 に対して雇用確保のための措置を講じなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱いにも組合運営に対する支配介入にも当たらない。

カ F 2 社が、組合の本件団体交渉申入れのうち、7月21日付団体交渉申入れ及び8月18日付団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

2 A 事件（3不23、5.3.14終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、X に対し、本件懲戒処分を行ったこと並びに本件降格及び本件配置転換を行ったことが不当労働行為に当たると

して、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員Xを、速やかに人事部附以外の部署に配属させること。

イ 文書揭示及び交付

ウ 前各項の履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社は、Xの組合加入前から同人の行動を問題視し、面談、弁明の機会の付与といった懲戒処分手続を進めてきており、同人の組合加入、団体交渉を経ても会社の姿勢は特段変わらなかった。したがって、会社がXに対し、本件懲戒処分を行ったことは、不当労働行為に当たらない。

イ 会社は、Xの管理職としての資質について、同人の組合加入前から問題視していたことが認められ、その上で、会社が同人について、グループメンバーの模範となり、指導・育成やマネジメント能力が求められる管理職層にはふさわしくないと判断して本件降格を行ったことにはそれ相応の理由があるといえ、本件降格は、不当労働行為に当たらない。

しかし、本件配置転換は、組合の存在を嫌悪していた会社が、組合員として自身の懲戒処分撤回等の活動を行っていたXを退職誘導して職場から排除し、ひいては会社から排除することを企図して組合を弱体化させるために行ったものであったといわざるを得ず、Xが組合員であること及び組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに当たり、また、組合の運営に対する支配介入にも当たる。

3 T事件（31不16、5.3.30終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①Y2は、本件において、労働組合法上の使用者に該当し、②Y2が、組合が平成28年7月14日付け、29年8月4日付け及

び30年11月22日付けで申し入れた団体交渉について、いずれも応じなかったこと、③30年9月21日及び12月7日に開催された第13回及び第14回団体交渉におけるY1の対応が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア Y1は、組合が、臨時従業員就業規則の変更と無期労働契約転換に伴う転勤及び組合員X2の人事考課と賃金引上げに係る議題について団体交渉を申し入れたときは、必要な資料を提示するなどして、誠実に応ずること。

イ Y1による文書の交付

ウ Y1による履行報告

エ Y2に対する28年7月14日付及び29年8月4日付団体交渉申入れに係る申立ての却下

オ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア Y2による3回の拒否回答のうち、28年7月22日付及び29年8月22日付回答については、本件申立日には、行為の日から1年を経過していることから、申立期間を徒過したものとして、却下せざるを得ない。

イ 組合が30年11月22日付けで団体交渉を申し入れた事項について、その時点で、Y2は、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に、現実的かつ具体的に支配又は決定することができる地位にあったものとは認め難く、労働組合法上の使用者に当たらないといふべきであるから、申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否には当たらない。

ウ 第13回及び第14回団体交渉において、Y1は、従業員個人と話をする姿勢を繰り返して示し、組合と協議することには否定的であり、組合の要求する資料の提示についても十分な検討をしないなど、交渉により組合との合意形成を図る姿勢に欠けていたものであり、不誠実な団体交渉態度であるといわざるを得ない。

4 S事件（4不26、5.4.14終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、①X 1 に申立適格が認められ、②令和3年7月28日の団体交渉において、会社は、交渉権限のない弁護士による交渉を行ったこと、この団体交渉において、出席した2名の弁護士が会社からの委任状を提示しなかったことその他会社の対応、③上記団体交渉に出席したY 1 弁護士が、X 2 弁護士に対し、X 1 らとの事務折衝には応じない旨を通知したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 判断の要旨

ア 労働組合法第7条第2号の不当労働行為（正当な理由のない団体交渉拒否）については、団体交渉の主体は労働組合であり、また、団体交渉の機会の喪失という労働組合の受けた被害について救済がなされることからすれば、不当労働行為救済制度にて救済を求めることができる者は労働組合に限られるというべきである。よって、X 1 個人によりなされた本件申立ては、申立適格を欠く不適法なものであり却下を免れない。

イ よって、その余の争点は判断を要しない。

5 J事件（29不30、5.5.31終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件（分離後）は、①Xの生活相談員への配転に係る団体交渉（平成28年8月23日から29年3月28日までの4回の団体交渉及び30年2月26日から6月26日までの4回の団体交渉）での法人の対応、②法人が、組合が要求する「組合員Xを生活相談員に配置転換すること」（令和3年9月27日及び10月11日の申入れ）、組合員X及び他の従業員の賃上げ（平成29年4月28日、5月10日、18日及び31日の申入れ）並びに令和3年10月16日付「団交開催の要求」で求

めた議題について団体交渉に応じなかったこと、③法人のY事務長が、平成28年4月22日に行ったXに対する以下の発言が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が申し入れた組合員Xの生活相談員への配置転換を議題とする団体交渉に誠実に応じること。

イ 法人は、組合の組合員Xの賃上げに関する団体交渉及び組合が令和3年10月16日付「団交開催の要求」で申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

ウ 法人は、組合に対する抗議の内容を、組合員個人に対し、業務上の指導として直接発言することにより、組合の組織運営に支配介入しないこと。

エ 文書交付・掲示

オ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 法人が、生活相談員3名の枠に変動が生じる可能性について団体交渉で組合に伝えていなかったことは、不誠実な対応とまではいえないものの、平成28年8月23日の団体交渉開催までに4か月近い時間を要したこと、8月23日から29年3月28日までの4回の団体交渉において法人が生活相談員になるための評価基準等を説明しようとしなかったこと、30年2月26日から6月26日までの4回の団体交渉において評価基準5項目に照らしたXの評価について法人が十分な説明を行っていないことなどは、不誠実な団体交渉に当たり、また、29年4月4日及び30年7月10日に法人が団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

イ 法人が、組合が要求する「組合員Xを生活相談員に配置転換すること」、組合員Xの賃上げ及び令和3年10月16日付「団交開催の要求」で求めた議題について、団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

ウ Y事務長の発言は、いずれも、本来組合に対して抗議すべき

内容について、組合員であるX個人に対し、就業時間内に、「指導」として、同人を非難する内容の発言をしたものであり、同人の組合員としての行動に圧力を加え、組合活動を萎縮させ、組合の弱体化を図るものである。そして、法人本部に勤務する人事労務担当の管理職であるY事務長が、就業時間中に、職場内の面会室において、所属上長同席の下で「指導」を行ったことは、法人の意を体して行ったものであり、法人の行為であると捉えることができる。

6 Y事件（2不80、5.6.1終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合の組合員である業務委託契約講師は、労働組合法上の労働者に当たり、会社が、業務委託契約講師である組合員4名の担当クラスを削減してゼロにしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア X1に対して週1クラス、X2に対して週5クラス、X4に対して週2クラスのレギュラークラスを割り当てること。

イ X1に対して令和2年6月1日以降週1クラス、X4に対して同日以降週2クラス、X2に対しては、同日以降週6クラス、令和3年1月1日以降週5クラスのレギュラークラスを割り当てたものとして取り扱い、同人らに前項のレギュラークラスを割り当てるまでの間、同人らが得たであろう報酬相当額を支払うこと。

ウ 文書の交付・掲示

エ 履行報告

オ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 業務委託契約講師は、会社の事業遂行に不可欠な労働力として事業組織に組み入れられており、会社が業務委託契約の内容を一方的・定型的に決定しており、業務報酬は、労務の提供に対

する対価としての性質を有するものであり、広い意味で会社の指揮監督下で労務を提供し、また、会社から一定の時間的場所的拘束を受けており、顕著な事業者性は認められない。さらに、業務委託契約講師が、会社からのクラス担当の打診やクラス実施の依頼を拒否しづらい状況があったこともうかがわれる。

以上の事情を総合的に勘案すれば、組合員4名（X1ないしX4）を含む業務委託契約講師は、会社との関係において、労組法上の「労働者」に当たるといえる。

イ 会社が、営業再開におけるクラス再編において、会社オリジナルのヨガのクラスについて、インストラクター養成スクール認定の資格の更新の意思がない組合員4名に担当クラスを割り当てなかったことは、会社の当初の決定方針どおりの対応であり、組合員であること又は組合活動を行ったことを理由とする不利益な取扱いには当たらない。

ウ 会社が、営業再開におけるクラス再編において、集客率の総計という、従来の評価方法とは異なる評価基準に基づいて、X1、X2及びX4が担当する会社オリジナルのヨガ以外のクラスについても削減し、同人らの担当クラス数をゼロとしたことは不自然であり、他の講師との比較においても、会社の方針に照らしても、異例な対応である。当時の対立的な労使関係等を考慮すると、会社は、組合の中心である組合員3名に対し、担当クラスを削減してゼロにするという不利益を与えることにより、組合活動の抑制を図ったといわざるを得ず、同人らが組合員であることや組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに該当する。

7 J事件（2不110、4.6.7終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合員X1及びX2に対し、令和2年7月28日付嚴重注意を行ったこと、②8月27日付掲示を行ったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、本件嚴重注意をなかつたものとして取り扱わなければならない。

イ 文書交付・掲示

ウ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 会社がX 1 及びX 2 に対し、「会社施設内において、会社の許可を得ずに労働組合の活動を行ったことは社員として遺憾である。よって嚴重に注意する。」と記載した文書を交付した本件嚴重注意は、X 1 及びX 2 が、新入社員に対し、組合を紹介するパンフレットを配布するという正当な組合活動を行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、組合活動を不当に制限するものであり、組合の運営に対する支配介入にも当たる。

イ 上記のとおり、本件パンフレット配布は正当な組合活動であることから、今後も同様の行為について、就業規則に則して厳正に対処していく、このような事象に気づいた場合には、必ず、速やかに現場長や管理者に相談してほしい旨記載した本件掲示は、組合活動を不当に制限し、萎縮させるものであり、組合の運営に対する支配介入に当たる。

8 K 事件（2 不53、5. 6. 30 終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、平成31年2月27日付団体交渉申入れ及び令和元年11月26日付団体交渉申入れに係る9項目（①賃金改定、②有給休暇、③釣銭準備、④組合掲示板、⑤改定前の新賃金適用、⑥組合ニュース、⑦貸付制度、⑧弁護士特約及び⑨複合機）の議題に関する会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が平成31年2月27日付けで申し入れた団体交渉の議題のうち、「乗務員への釣銭を準備すること（釣銭準備）」、

「組合ニュース」及び「弁護士特約」に係る団体交渉に応じなければならぬ。

イ 文書交付

ウ 前項の履行報告

エ その他申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 組合は、組合ニュース（上記⑥に係る会社の抗議に対し、同様の行為を繰り返さない姿勢を示しており、労使の関係正常化に向けた交渉の余地はあったというべきであり、また、複合機（上記⑨）の搬入について、会社との話し合いを尊重しない態度であったとはいえない。よって、会社が、組合ニュース及び複合機に係る組合の対応を理由として団体交渉を拒否したことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

イ 会社は、組合との団体交渉においては、組合の釣銭準備（上記③）の要求に対して検討する旨を回答していたものの、その後、釣銭準備はできない旨を一方向的に組合に通知しており、団体交渉の場で何らその回答や説明をすることなく、団体交渉を一方向的に打ち切ったと評価せざるを得ない。よって、釣銭準備の議題に係る会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

ウ 組合は、会社が加入する交通事故保険に付された弁護士特約（上記⑧）について協議を求めたが、会社は、弁護士特約を社内周知する必要性の有無についての会社の結論を回答するにとどまり、その後の団体交渉において組合への説明や協議を行っておらず、交渉途中で団体交渉を一方向的に打ち切ったといわざるを得ない。よって、弁護士特約についての会社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

9 T事件（3不66、5.6.30終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、組合が令和3年9月1日付けで申し入れた団体交渉に

法人が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

法人は、団体交渉の議題である組合員の解雇理由について相応の説明を繰り返すとともに、組合側の求めに応じて各種の資料を開示する、運転の評価を行った者を団体交渉に出席させるなどして、本件解雇について組合の理解を得るべく相応の努力を尽くしていたものと認められる。

一方で、組合は、飽くまで解雇撤回を求めるという要求に終始しており、本件申入れにも、本件解雇に係る新たな主張や提案等はなく、従来と同じ要求の繰り返しに至っていたといわざるを得ない。

これらの事情に鑑みれば、本件申入れの時点では、これ以上団体交渉を行っても議論の進展が見込めない、行き詰まりの状態に至っていたものと認められる。

したがって、本件申入れに法人が応じなかったことは、正当な理由があると認めることができる。

10 T事件（31不4、5.7.11終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①X1に対する平成30年9月11日付懲戒処分（第一次懲戒処分）、②10月18日の明け番会におけるZ2の本件発言、③X1に対する12月10日付懲戒処分（第二次懲戒処分）、④組合員向けの研修への出席命令（本件業務命令）、⑤X1に対する令和元年7月12日付懲戒処分（第三次懲戒処分）、⑥X1に対する8月30日付懲戒処分（第四次懲戒処分）が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 第一次ないし第四次懲戒処分は、職場秩序維持の観点から行われるなど相当な理由があったというべきであるから、不利益取扱い又は支配介入に当たるとまではいえない。

イ 本件発言の前半は、明け番会で法定研修を実施することによる給与への影響を伝達したにすぎず、後半は、会社の乗務員であるZ2自身の意見表明とみるのが相当であって、会社の意を受けた発言であるということとはできないから、本件発言が、組合の運営に対する支配介入に当たるとはいえない。

ウ 本件業務命令により、組合活動に何らかの支障が生じたとの疎明はなく、支配介入とまでは認められない。

11 B事件（4不40、5.7.13終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合が令和4年7月26日付け及び8月4日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が4年7月26日付け及び8月4日付けで申し入れた団体交渉に、速やかに、かつ、誠実に応じること。

イ 文書交付

ウ 前項の履行報告

(3) 判断の要旨

ア 団体交渉申入書で組合が申し入れた協議事項は、全て会社と組合員Xとの間の未解決の労働条件に係る事項であって義務的団体交渉事項に当たるから、会社は団体交渉に応ずべき立場にあったといえる。

イ 会社は、組合からの7月26日付団体交渉申入れに対し、同月27日付で、認可官庁、該当する法律、執行委員長及び担当者の身分証明書並びにXからの委任状を求め、さらに、組合からの8月4日付団体交渉申入書に対しても、「そもそも組合の法的立場、

自身の身分も明かさず、あなたたちは何者か。」などと返信し団体交渉を拒否した。

本邦において労働組合は自由設立主義であり許認可の制度はないが、労働組合が不当労働行為救済申立てを行った場合には、労働委員会が資格審査を行い労働組合法上の労働組合であるか否かを判断する制度となっており、本件の合議に先立ち当委員会で組合の資格審査が行われ、適法決定がなされたところである。

そして、組合は、上記2通の団体交渉申入書において、組合の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス、執行委員長の氏名、交渉の議題がXの解雇問題等であることなどを明らかにしており、会社がさらに執行委員長及び担当者の身分証明書まで確認しなければ団体交渉ができない理由は見いだせないし、会社が、組合がどのような団体であるのか疑問を持っているとしても、そのことは必要に応じて団体交渉の中で確認されるべきものであり、組合が会社の求めに応じないことをもって団体交渉を開催しない正当な理由には当たらない。

ウ したがって、会社が団体交渉を拒否したことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

12 S事件（5不28、5.8.7終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、会社による行為が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 決定の要旨

本件申立書は、労働委員会規則第32条第2項第1号に規定する申立人組合の「代表者の氏名」、同第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び同第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠き、その補正がなされない。

13 U事件（3不3、5.9.7終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①組合のビラ配布に関し、法人の教職員が生徒に対して「ビラを受け取るな。」「そのビラはごみだから捨てなさい。」などと発言したこと及び法人が「外で配っているビラは受け取らないでください。」と記載した紙を学校内に掲示したこと、②校長が、組合の執行部に対し、2年12月14日に「ストライキをやめるなら今だよ。」と、翌15日に「何も変わらないからストライキをやめた方がいいよ。」「君たちが大変なことになるよ。」などと発言したこと、③法人が、組合に対し、12月21日付「御通知」により、「生徒に対して組合活動を行うようなことがあれば、当学園は、厳正なる対応をする」と通知したこと、④組合がストライキを限定的に解除するとした組合員Xに対し、法人が、その就労を拒否したことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合の組合員Xを、令和2年12月16日及び17日に、計画されていた生徒指導の業務に従事したものとして取り扱い、Xに対し、同業務の従事に相当する時間の賃金相当額を支払うこと。

イ 文書交付・掲示

ウ 前項の履行報告

(3) 判断の要旨

ア 12月14日、法人が、その教員をして生徒に対してビラを受け取らず、捨てるように声を掛けたことがあり、そのこと及び「外で配っているビラは受け取らないでください。」と記載した紙を掲示したことは、正当な組合活動を妨害するものといわざるを得ず、ユニオンらの運営に対する支配介入に該当する。

イ 12月14日及び15日の組合の執行部に対する校長の各発言は、ストライキを抑制することを目的として行われた法人の行為で

あるというべきであり、ユニオンらの運営に対する支配介入に該当する。

ウ ユニオンらが生徒向けの説明会を計画したことが正当な組合活動の範囲を逸脱するものであるとまではいえず、法人が、組合に対し、12月21日付「御通知」により、「生徒に対して組合活動を行うようなことがあれば、当学園は、厳正なる対応をする」と通知したことは、ユニオンらの運営に対する支配介入に該当するといわざるを得ない。

エ 法人は、正当な組合活動であるストライキに参加することを理由として、12月16日及び17日、組合がストライキの対象外であると通知していた生徒指導の業務にも組合員Xに従事させず、その分の賃金を支払わなかった。この法人の対応は、Xが組合員としてストライキを行ったことを理由とした不利益取扱いに該当するとともに、ストライキというユニオンらの組合活動の運営に対する支配介入にも該当する。

14 N事件（3不35、5.11.12終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①組合員Xの退職金に関する団体交渉における会社の対応、②3年3月18日のあっせん期日における会社の対応が、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社がXの退職金の算出について同社の退職金規程を適用せず、吸収合併した会社の退職金規程を適用することについて、組合がその根拠規定の提示及び説明を求めたことに対し、会社は、組合と会社との認識の相違を把握した上で、これを是正するために、各合併の経過を踏まえた退職金規程の運用について、組合の要求の具体性に応じた相応の説明をしているといえる。

一方で、組合は、会社の説明を踏まえた追及をすることなく、根拠規定の提出を繰り返し要求しているにすぎないから、会社の対応が不誠実であるということとはできない。

イ 組合は、あっせん期日において、会社があっせん員に対して「団体交渉に、この問題で、応じる考えはない。」と発言したと主張する。しかし、組合が、第3回団体交渉終了後から第1回あっせん期日までの間に団体交渉の申入れをした事実は認められないし、あっせん期日において、会社が同手続に係る会社の見解をあっせん員に伝えたとしても、組合の団体交渉申入れに対する直接の意思表示ではなく、そのような会社の言動をもって、同社が正当な理由なく団体交渉を拒否したということとはできない。

15 N事件（2不8、5.11.1終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①元年11月1日の団体交渉で組合がメーター検査手当の支給内容を労働協約として締結するよう要求したことに対し、団体交渉で会社がこれに応じられないと回答したこと、②11月15日の団体交渉終了後、三鷹営業所長が組合書記長に対し、「担当車外し」に係る発言をしたこと、③11月15日の団体交渉終了後、三鷹営業所長が組合書記長に対し、餅つき及び旗開きにおける酒類の提供は営業所外で行うよう言い渡した、④12月30日の三鷹営業所長の発言、が不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が、メーター検査手当の運用内容の文書化について団体交渉を申し入れたときは、誠実に応ずること。

イ 文書交付及び掲示

ウ 前項の履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 11月15日の団体交渉において、メーター検査手当の運用について、組合と会社との認識が一致し、その運用を維持することが確認されたことを踏まえ、組合が相応の理由を示して文書化を要求したのに対し、会社は組合の要求理由に具体的に応えることなく、頑なに拒否する態度を示しており、そのことを正当化する会社の主張はいずれも採用することができないのであるから、メーター検査手当の運用の文書化に係る会社の交渉態度は不誠実な団体交渉に当たる。

イ グループでは、無線を取らない乗務員がいることについて、以前から問題視しており、無線了解率に応じた優先配車権付与施策などを導入していた。

また、元年11月13日には、無線戦略会議において、本社長が、無線了解率を上げるために、無線を取らない人の担当車を外すくらいのドラスティックなことも考えるよう指示し、グループは、全社的施策として、無線を取らない乗務員の担当車を外す検討を重ねていた。

「担当車外し」が検討されていた当時、無線を取らない乗務員は全営業所の乗務員約5,000人中195人存在しており、その中には申立外Z組合（過半数組合）の組合員も含まれ、11月14日には、本社の労務部長がZ組合の本部役員に「担当車外し」の件を打診している。

以上のことから、会社が、組合やその組合員を狙い撃ちにして「担当車外し」発言を行ったとは認められず、そのほかに、会社による嫌がらせや直前の団体交渉における組合の姿勢に対する報復などの意図をうかがわせる事実も認められない。

したがって、11月15日の団体交渉終了後、三鷹営業所長が組合書記長に「担当車外し」に係る発言をしたことは、同人が組合員であることを理由とした不利益取扱いにも、組合の運営に対する支配介入にも当たらない。

ウ 会社が、申立外Z組合から組合の旗開きのポスターについて苦情を受けてから、組合に営業所内での酒類の提供禁止を言い

渡すまでの一連の対応の流れに不自然な点はなく、直前の団体交渉における組合書記長の発言への報復であるとか、組合に対する支配介入の意図に基づく行為であったとは認め難い。

会社は、Z組合からの苦情を受け即座に対応し、旅客自動車運送業を営む会社として社内で飲酒することは不適切であるとの考えに至り、社内ルールの運用を就業規則のとおりに改めることを言い渡したものであり、飲酒運転の厳罰化など社会情勢の変化を踏まえれば、会社の対応には相応の理由があり、酒類の提供の禁止を告げたことが、組合活動の弱体化を企図した行動であったとは認められない。

エ 三鷹営業所長の発言全体の趣旨は、多数の乗務員から労働協約の締結を望む声があれば考えるが、現時点ではその必要がないという見解を述べたものであって、組合をZ組合に比して差別的に取り扱う意思に基づいた発言であるとまでいうことはできない。

また、三鷹営業所長は、組合書記長に声を掛けられたためこれに応じ、二人だけの非公式の場で、自己の認識を忌憚なく率直に述べたものと理解され、若干、不用意な発言が含まれていたとしても、そのことをもって、組合運営に対する支配介入であるとみることが相当でない。

したがって、12月30日の話合いにおける三鷹営業所長の発言は、組合活動に対する支配介入に当たるとまではいえない。

16 S事件（3不71、5.11.8終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①法人によるX1に係る定年後再雇用要求の拒否、②法人による令和3年7月10日付、同月19日付、8月6日付及び9月17日付書面回答が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、X1を令和4年1月24日付けで有期契約職員とし

て再雇用したものとして取り扱うこと。

- イ 法人による文書交付及び掲示
- ウ 法人による前各項の履行報告
- エ 病院に対する申立ての却下
- オ その他の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

- ア 法人が運営する医療機関の一つである病院は、法人の構成部分であって、法律上独立した権利義務の主体とは認められないことから、被申立人とはなり得ず、病院に対する申立ては却下を免れない。
- イ 法人のX1に係る再雇用要求拒否は、通常行っている再雇用の必要性の検討などの十分な手続を経ずに決められたものであり、X1の公然化を契機として支部の活動が再開・活発化する過程において、支部長就任以前から支部の中心的存在として活発な組合活動を行い、定年退職時点においても支部長として重要な役割を担っていた同人の存在及び組合活動を理由として行われた不利益取扱いに該当するとともに、法人内における組合活動の弱体化を企図した支配介入にも該当する。
- ウ 法人が、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言期間中において、組合の要求事項について書面により一定程度の回答を行っていたこと、緊急事態宣言終了後、比較的早期に対面での団体交渉に応じていたこと等の事情を総合的に考慮すると、正当な理由のない団体交渉拒否であるとまで評価することはできない。

17 W事件（2不107、5.11.14終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①昭和60年11月8日付和解協定の効力承継に関する第1回、第7回、第9回及び第10回の各団体交渉における会社の対応、②経営政策実施の事前協議に関する第2回団体交渉に

における会社の対応、③X 1の解雇等に関する第2回、第3回、第4回、第5回、第6回、第7回、第9回及び第10回の各団体交渉における会社の対応、④第6回及び第8回の各団体交渉における会社代理人の発言、⑤会社が、昭和60年11月8日付和解協定について令和4年1月31日付「解約予告通知」を組合に提示したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ 前各項の履行報告

(3) 判断の要旨

ア ④について、会社代理人が、第6回団体交渉で、組合員X 2に対して、「あなたの人生を破壊しかねないんですよ、この闘争は。X 3（組合役員）と一緒にその口車に乗ってやったら。」などと発言したことは、X 2と組合との間を離間させる効果をもたらす発言である。また、会社代理人は、第8回団体交渉で、「世の中の産業の動きに対応してなかったから、こうなっちゃったわけですよ。」と述べるなど、組合の活動方針に踏み込んで一方的にその存在意義を否定するような発言をしており、第6回団体交渉での上記発言と相まって、組合員に対して組合に対する不信感を抱かせ、組合の求心力を失わせる効果をもたらす発言といえる。したがって、これらの発言は、組合の運営に対する支配介入に当たる。

イ その他の①、②、③及び⑤は不当労働行為に当たらない。

18 S事件（元不87、5.11.29終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①X 1委員長及びX 2分会長を昇格させなかったこと、②「その他手当」を廃止したこと及び賃金規程の改定により、本件勤続給を導入し組合員に対する協定昇給を停止したこと、③平成30年11月30日及び31年2月2日の団体交渉における

会社の対応並びに3月2日の団体交渉以降本件申立てまでの間、団体交渉が開催されなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、X 1 及び X 2 を30年11月27日付けで指導員以上の職位に昇格させたものとして取り扱い、指導員以上の職位であったならば支払われるべき賃金額と既に支払われた賃金額との差額を支払うこと。

イ 会社は、X 1 に対し、31年4月に支給した賃金について、既支払額と、勤続給を250円加算して支払った場合の賃金額との差額を支払うこと。

ウ 文書交付及び掲示

エ 前各項の履行報告

オ 「その他手当」の廃止に係る申立ての却下

カ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 会社は、反組合的な意図の下で、X 1 及び X 2 を昇格させない状態を意図的に維持しようとしたものであり、両名が昇格していないことは、組合員であること又は組合活動を理由とした不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

イ 会社が「その他手当」を廃止したことは、本件申立ての1年以上前の事実であり、申立期間を徒過した不適法なものとして却下を免れない。

会社が組合員に対する定期昇給を実施しなかったことは、労働協約の存在とその履行を軽視した対応であり、組合運営に対する支配介入及び組合員であるが故の不利益取扱いに当たる。

ウ ③については、正当な理由のない団体交渉拒否及び組合運営に対する支配介入に当たらない。

19 R事件（4不14、5.12.13終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、組合からの令和4年2月1日付及び22日付団体交渉申入れに対し、会社が対面での団体交渉には応じていないことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 本件申立てまでには、組合と会社との対面での団体交渉は行われていない。しかし、組合からの団体交渉申入れ時点では団体交渉ルールが存在していなかったことに加え、当時は、まん延防止等重点措置期間中であり、会社が対面での会議をしないルールを実行していたなどの状況で、会社が、組合に対し、対面に代えてリモート会議による団体交渉を提案したことには相応の理由があったといえるし、組合もその提案に応じている。会社が、リモート会議による団体交渉に執着して日程の引き延ばしを図った様子はいかかわらず、そのほか、本件申立時までには団体交渉をリモート会議で行うことによって支障が生じ得るといえるほどの事情はいかかわらず、後に会社が、対面での団体交渉に応じなかった理由を変えた事情もいかかわらず。これらのことから、本件では、会社が、組合に対し、全く合理性や必要性を示すことなく対面での団体交渉を拒否した上で、単にリモート会議による団体交渉に執着してそれ以外には応じないとの対応をしたものと評価することは適当ではなく、組合の各主張を採用することができない。

イ 以上のとおり、本件における具体的な事実関係の下では、会社が、本件申立時までには、組合との対面での団体交渉に応じていないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当するとまではいえない。

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和5年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越30件と新規申立て19件を合わせた49件で、そのうち、令和5年12月末までに、18件が終結した（第9表）。

2 再審査事件の終結状況

終結した18件は、棄却が6件、全部変更が1件、一部変更が1件、和解認定が9件、取下が1件であった（第9表）。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (30件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 R5.2.6	労 1 棄却
4	J事件	28不86 H28.12.12 R2.3.26	2 棄却	2不再15 R2.4.3 R5.12.22	労 2 棄却
5	A事件	31不25 H31.3.25 R3.3.11	2・3 一部救済	3不再9 R3.3.22 R5.2.13	使 2 和解認定
6	K事件	元不44 R1.6.3 R3.3.11	2・3 全部救済	3不再10 R3.3.22 R5.3.13	使 2・3 和解認定
7	J事件 (分離命令)	29不30 H29.4.18 R3.3.25	1 棄却	3不再11 R3.4.5 係属中	労 1
8	D事件	31不6 H31.1.30 R3.4.8	1・2・3 棄却	3不再13 R3.4.19 R5.4.24	労 1・2・3 和解認定
9	A事件	31不5 H31.1.29 R3.6.30	2 全部救済	3不再19 R3.7.13 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	W事件	30不46 H30.6.26 R3.7.8	2 棄却	3不再21 R3.7.19 R5.7.6	労 2 和解認定
11	N事件	2不25 R2.2.10 R3.8.18	2 一部救済	3不再30 R3.8.25 係属中	使 2
12	J事件	元不82 H31.1.11 R3.9.16	3 全部救済	3不再35 R3.9.29 R5.2.16	使 3 全部変更
13	S事件	元不33 R1.5.15 R3.9.29	1・2・3 一部救済	3不再36 R3.9.30 R5.9.21	労 1・2・3 棄却
14				3不再40 R3.10.13 R5.9.21	使 2 棄却
15	N事件 (再雇用団交)	元不48 R1.6.20 R3.9.29	2 棄却	3不再39 R3.10.12 R5.7.11	労 2 棄却
16	N事件	30不44 H30.6.19 R3.11.10	2・3 一部救済	3不再43 R3.11.17 R5.2.20	使 2 和解認定
17	K事件	29不87 H29.11.28 R3.11.10	1・2・3 棄却	3不再44 R3.11.24 係属中	労 1・2・3
18	N事件	元不39 R1.5.27 R3.11.24	2 棄却	3不再45 R3.12.6 R5.2.3	労 2 和解認定
19	A事件	31不11 H31.2.12 R3.12.9	3 全部救済	3不再48 R3.12.13 R5.1.16	使 3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
20	N事件 (旧 T事件)	2 不52 R2. 6. 9 R4. 2. 28	2 全部救済	4 不再4 R4. 3. 2 R5. 8. 8	使 2 一部変更
21	D事件	元不42 R1. 5. 29 R4. 3. 30	3 一部救済	4 不再13 R4. 4. 12 係属中	使 3
22				4 不再14 R4. 4. 12 係属中	労 3
23	U事件	29不31 30不10 H29. 4. 24 H30. 2. 8 R4. 4. 14	1・3 棄却	4 不再18 R4. 4. 26 係属中	労 1・3
24	N事件	2 不43 R2. 5. 8 R4. 5. 9	1・3 一部救済	4 不再19 R4. 6. 2 R5. 9. 13	使 1 和解認定
25	O事件	元不54 R1. 7. 5 R4. 5. 26	1・2・3 一部救済	4 不再24 R4. 6. 8 係属中	使 1・2・3
26	T事件	2 不55 R2. 6. 16 R4. 6. 9	2 棄却	4 不再27 R4. 6. 20 R5. 1. 6	労 2 取下
27	T事件	2 不40 3 不27 R2. 4. 20 R3. 4. 2 R4. 8. 24	1・2・3 一部救済	4 不再34 R4. 9. 5 係属中	労 1・3

順次	事 件 名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
28	U事件	2不24 R2. 3. 16 R4. 10. 20	2 全部救済	4不再37 R4. 12. 7 係属中	使 2
29	Y事件	2不77 R2. 8. 19 R4. 12. 7	2・3 全部救済	4不再41 R4. 12. 15 R5. 6. 8	使 2・3 和解認定
30	A事件	30不31 H30. 4. 12 R4. 12. 7	1・3 一部救済	4不再42 R4. 12. 20 係属中	労 1・3

(2) 令和5年の申立事件 (19件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	F 事件	3 不60 R3. 8. 23 R5. 1. 26	1・2・3 一部救済	5 不再4 R5. 2. 8 係属中	労 1・3
2	A 事件	3 不23 R2. 3. 29 R5. 3. 14	1・3 一部救済	5 不再10 R5. 3. 24 係属中	労 1・3
3				5 不再11 R5. 3. 28 係属中	使 1・3
4	S 事件	4 不26 R4. 4. 22 R5. 4. 14	2 却下	5 不再15 R5. 4. 15 R5. 10. 19	労 2 棄却
5	J 事件	29不30 H29. 4. 18 R5. 5. 31	2・3 全部救済	5 不再18 R5. 6. 13 係属中	使 2・3
6	Y 事件	2 不80 R2. 9. 1 R5. 6. 1	1 一部救済	5 不再16 R5. 6. 7 係属中	使 1
7				5 不再19 R5. 6. 14 係属中	労 1
8	J 事件	2 不110 R2. 12. 21 R5. 6. 7	1・3 全部救済	5 不再17 R5. 6. 9 係属中	使 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	K事件	2不53 R2.6.11 R5.6.30	2 一部救済	5不再21 R5.7.13 係属中	労 2
10	T事件	31不4 H31.1.24 R5.7.11	1・2・3 棄却	5不再22 R5.7.19 係属中	労 1・2・3
11	U事件	3不3 R3.1.12 R5.9.7	1・3 全部救済	5不再30 R5.9.19 係属中	使 1・3
12	N事件	3不35 R5.5.7 R5.10.12	2 棄却	3不再35 R5.10.23 係属中	労 2
13	N事件	2不8 R2.1.31 R5.11.11	1・2・3 一部救済	5不再35 R5.11.7 係属中	使 1・3
14	S事件	3不71 R3.10.4 R5.11.8	2・3 一部救済	5不再36 R5.11.24 係属中	労 2・3
15	W事件	2不107 R2.12.14	2・3 一部救済	5不再38 R5.11.27 係属中	使 2
16		R5.11.14		5不再39 R5.11.28 係属中	労 3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
17	S 事件	元不87 R1. 11. 27	1・2・3 一部救済	5 不再41 R5. 12. 7 係属中	使 1・3
18		R5. 11. 29		5 不再43 R5. 12. 13 係属中	労 2
19	R 事件	4 不14 R4. 3. 11 R5. 12. 13	2 棄却	5 不再45 R5. 12. 19 係属中	労 2

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和5年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	6 (3)	2
東京高等裁判所	3 (2)	2
最高裁判所	2 (2)	1

2 緊急命令申立事件

令和5年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和5年中に確定した命令は4件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件（6件）

順次	事件名	地裁事件番号	提起年月日	結果	訴訟代理人
	都労委事件番号 終結年月日 終結区分	提起人	終結年月日		指定代理人
1	A事件 (資料配布) 31不3 R3.8.18 全部救済	3<行ウ>379 使	R3.9.16 R5.1.26	棄却	三木 野口 高橋
2	T事件 2不40 3不27 R4.8.24 一部救済	4<行ウ>444 使	R4.9.22 係属中	—	太田 野口 相馬
3	A事件 30不31 R4.12.7 一部救済	4<行ウ>578 使	R4.12.28 R5.12.14	一部変更	三木 野口 高橋
4	T事件 2不104 R4.9.26 却下	5<行ウ>126 労	R5.3.17 係属中	—	渡邊 金井 澤田 棚原

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日	結果	訴訟代理人 指定代理人
5	K事件 2不53 R5.6.30 一部救済	5<行ウ>315 使	R5.7.27 係属中	—	卷淵 野口 梶原 高橋
6	S事件 3不71 R5.11.8 一部救済	5<行ウ>481 使	R5.12.7 係属中	—	福島 金井 恩田 村上

(2) 東京高等裁判所係属事件（3件）

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結果	訴訟代理人 指定代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日 結果	事件番号 控訴人	控訴年月日 終結年月日		
1	K事件 29不18 R2. 4. 15 全部救済	2<行ウ>177 使	R2. 4. 30 R4. 1. 26 棄却	4<行コ>45 使	R4. 3. 2 R5. 2. 8	棄却	近藤 中村 種村 辻
2	A事件 (資料配布) 31不3 R3. 8. 18 全部救済	3<行ウ>379 使	R3. 9. 16 R5. 1. 26 棄却	5<行コ>52 使	R5. 2. 8 R5. 8. 2	棄却	三木 野口 高橋
3	A事件 30不31 R4. 12. 7 一部救済	4<行ウ>578 使	R3. 9. 16 R5. 12. 14 一部認容	6<行コ>22 都労委	R5. 12. 27 —	—	三木 野口 高橋

(3) 最高裁判所係属事件（2件）

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		最高裁判所		訴訟代理人
	事件名 事件番号 終結日 終結区分	事件番号 提起人	提起日 終結日 結果	事件番号 控訴人	控訴日 終結日 結果	事件番号 上告人	上告日 終結日 結果	指定代理人
1	K事件 29不18 R2. 4. 15 全部救済	2<行ウ >177 使	R2. 4. 30 R4. 1. 26 棄却	4<行コ >45 使	R4. 3. 2 R5. 2. 8 棄却	5<行サ >28 5<行ノ >30 使	R5. 2. 22 R5. 9. 20 棄却 不受理	— 中村 澤田 辻
2	A事件 (資料配布) 31不3 R3. 8. 18 全部救済	3<行ウ >379 使	R3. 9. 16 R5. 1. 26 棄却	5<行コ >52 使	R5. 2. 8 R5. 8. 2 棄却	5<行サ >131 5<行ノ >131 使	R5. 8. 10 — 係属中	— 野口 高橋

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った労働組合の資格審査は381件で、このうち前年からの繰越が264件、新規係属が117件であった（資料<統計表>第39表）。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は15件増加し、新規係属件数は17件増加した（資料<統計表>第39表）。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属117件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが103件、法人登記のためのものが10件、委員推薦のためのものが4件であった（資料<統計表>第41表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規係属総件数は399件であり、前年より24件増加した。

当委員会に係属した新規件数117件を全国比で見ると29.3%となり、前年より7.4ポイント減少した（資料<統計表>第40表）。

3 終結状況

(1) 終結件数

令和5年中の取扱件数381件のうち、153件が終結した。終結件数は、前年より51件増加した（資料＜統計表＞第39表）。

(2) 終結区分

終結した153件を終結区分別にみると、資格あり34件、打切119件となっている（資料＜統計表＞第39表）。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは138件で、うち資格ありが20件、本案の和解成立ないし和解以外の取下等に伴う打切が118件、②法人登記に係るものが11件で、資格ありが10件、打切が1件となっている（資料＜統計表＞第42表）。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和5年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

令和5年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は2件であり、申請どおり認定し、これを告示した（第12表）。

第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
5認1	東京都 下水道局	R5.3.31 組織改正	R5.4.4 (1814回)	R5.5.23 (1817回)	申請 どおり	R5.7.7 5告示第3号 東京都公報 第17856号
5認2	東京都 水道局	R5.4.27 組織改正	R5.5.9 (1816回)	R5.6.6 (1818回)	申請 どおり	R5.7.4 5告示第2号 東京都公報 第17853号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会議の回数である。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和5年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3) 特別調整委員

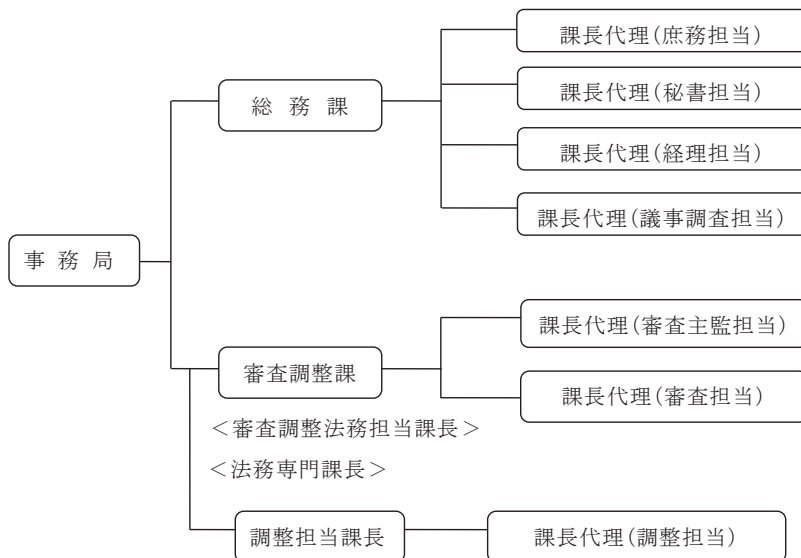
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和5年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和5年は25回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,921回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日に、総会に先立って開催することとして

いる。令和5年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,831回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

令和5年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

ア 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月9日～10日・東京大学)

議題1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について

議題2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて

議題3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について

講演 フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会

講師：前中央労働委員会会長代理 荒木尚志氏

イ 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

(11月9日・東京大学)

議題1 定額残業給

議題2 有期雇用労働者の無期転換・雇止め

ウ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議(10月31日・中労委)

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会からの事例報告

議題3 個紛の相談・助言における効果的な取組、個紛のあっせんにおける効果的な取組、労働委員会HPにおける個別労働関係紛争解決業務のPR手法

- エ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議(10月30日・中労委)
 - 議題1 履行確認(労委規則45条2項)について
 - 議題2 研修制度について
 - 議題3 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

(9月19日～20日・新潟県)

- 議題1 組合活動への便宜供与について
- 議題2 迅速な審理の在り方について

イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

(7月7日・埼玉県)

- 討議テーマ1 ワンマン経営会社の事件対応について
- 討議テーマ2 使用者委員としての見識を深めるための
方策について

講演 コンビニ店主の労働者性

講師：元法政大学法学部教授 藤本茂氏

ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

(中止・静岡県)

(3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月11日～12日・埼玉県)

- 議題1 外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について
- 議題2 派遣先企業を被申請者とするあっせんについて

イ 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月11日～12日・山梨県)

- 議題1 不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者

主義

議題 2 副業・兼業に関する諸問題について

ウ 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(5月11日・埼玉県)

議題 労働委員会の裁量権について

エ 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(9月11日・山梨県)

議題 使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者
による不当労働行為について

オ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・群馬県)

議題 1 令和6年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計
画について

議題 2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事における
輪番制の導入について

第 2 部 資 料

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成26	27	28	29	30
取扱件数	120	97	103	89	83
前年繰越	34	10	16	16	23
新規開始	86	87	87	73	60
終結件数	110 [100.0]	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]
解決	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]
取下	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]
打切	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	56.2	60.6	54.2	46.3	48.1
終結率	91.7	83.5	84.5	74.2	74.7
次年繰越	10	16	16	23	21

注1) ()内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

3) 28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
東京都	48	56	83	50	59
全国	203	227	233	r173	185
比率	23.6	24.7	35.6	r28.9	31.9

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	取扱件数		69	72	(1) 94	77
前年繰越		21	16	11	27	16
新規開始		48	56	(1) 83	50	59
終結件数		53 [100.0]	61 [100.0]	(1) 67 [100.0]	61 [100.0]	59 [100.0]
解決		19 [35.8]	19 [31.1]	32 [47.8]	32 [52.5]	22 [37.3]
取下		7 [13.2]	6 [9.8]	7 [10.4]	5 [8.2]	5 [8.5]
打切		27 [50.9]	36 [59.0]	27 [40.3]	23 [37.7]	32 [54.2]
不調		-	-	-	-	-
裁定		-	-	-	-	-
解決率		41.3	34.5	54.2	58.2	40.7
終結率		76.8	84.7	71.3	79.2	78.7
次年繰越		16	11	27	16	16

注4) 終結率=終結件数/取扱件数×100

5) 3年の終結件数には、埼玉県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

6) 4年の終結件数には、神奈川県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	新規件数		48	56	83	50
労働組合員数		38,522	40,366	85,106	47,650	50,259
1件当たり労働組合員数		856	748	1,105	1,014	985

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
総数	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
組合	41 [88.3]	45 [85.4]	70 [80.4]	44 [88.0]	49 [83.1]
使用者	5 [11.7]	11 [10.4]	10 [19.6]	6 [12.0]	10 [16.9]
双方	2 [4.2]	-	3 [3.6]	-	-
職権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
総数	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
有	39 [81.3]	37 [66.1]	65 [78.3]	41 [82.0]	44 [74.6]
無	9 [18.8]	19 [33.9]	18 [21.7]	9 [18.0]	15 [25.4]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
総 数		39 [100.0]	37 [100.0]	65 [100.0]	42 [100.0]	44 [100.0]
連 合		18 [23.9]	12 [46.2]	23 [35.4]	14 [33.3]	15 [34.1]
	J A M	-	1	1	-	-
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	情 報 労 連	2	-	2	1	1
	U A ゼ ン セ ン 同 盟	1	-	-	-	-
	私 教 組	-	-	-	-	-
	連 合 ユ ニ オ ン	1	2	-	-	1
	全 国 ユ ニ オ ン	13	7	19	10	11
	そ の 他	1	2	1	3	2
全 労 連		9 [23.1]	9 [24.3]	15 [23.1]	11 [26.2]	18 [40.9]
	日 本 医 労 連	-	1	-	-	-
	建 交 労	-	-	-	-	-
	全 国 一 般	3	4	3	4	7
	全 印 総 連	-	-	-	-	1
	私 教 連	3	-	-	-	1
	J M I T U	2	1	1	1	4
	民 放 労 連	-	1	-	-	-
	自 交 総 連	-	-	1	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	-	1	-	1	2
	そ の 他	1	1	10	5	3
上 記 以 外		12 [30.8]	16 [43.2]	27 [41.5]	17 [40.5]	11 [25.0]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	1	1	1	4	-
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	9	5	20	7	6
	出 版 労 連	-	-	1	1	1
	航 空 連	-	1	-	-	-
	新 聞 労 連	2	-	-	1	-
	そ の 他	-	9	5	4	4

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和元	2	3	4	5
組 合	総 数		48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
	都内	23 区	44 [91.7]	49 [87.5]	77 [92.8]	46 [92.0]	54 [91.5]
		市・町・村	4 [8.3]	5 [8.9]	3 [3.6]	3 [6.0]	4 [6.8]
	都 外		-	2 [3.6]	3 [3.6]	1 [2.0]	1 [1.7]
企 業	総 数		48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
	都内	23 区	34 [70.8]	43 [76.8]	68 [81.9]	46 [92.0]	44 [74.6]
		市・町・村	5 [10.4]	8 [14.3]	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]
	都 外		9 [18.8]	5 [8.9]	13 [15.7]	2 [4.0]	12 [20.3]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	令和元	2	3	4	5
総 数			48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
有			7 [14.6]	5 [8.9]	9 [10.8]	5 [10.0]	7 [11.9]
無			41 [85.4]	51 [91.1]	74 [89.2]	45 [90.0]	52 [88.1]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和元	2	3	4	5
総 数	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
49 人 以 下	11 [22.9]	18 [32.1]	27 [32.5]	23 [46.0]	21 [35.6]
50 ~ 99	10 [20.8]	8 [14.3]	7 [8.4]	4 [8.0]	8 [13.6]
100 ~ 199	6 [12.5]	3 [5.4]	8 [9.7]	3 [6.0]	5 [8.5]
200 ~ 299	1 [2.1]	3 [5.4]	2 [2.4]	2 [4.0]	3 [5.1]
300 ~ 499	1 [2.1]	2 [3.6]	9 [10.8]	-	-
500 ~ 999	3 [6.3]	7 [12.5]	6 [7.2]	7 [14.0]	5 [8.5]
1,000 人 以 上	6 [12.5]	9 [16.1]	14 [16.9]	6 [12.0]	7 [11.9]
不 詳	10 [20.8]	6 [10.7]	10 [12.1]	5 [10.0]	10 [17.0]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	令和元	2	3	4	5
総 数	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
49 人 以 下	7 [14.6]	8 [14.3]	10 [12.1]	2 [4.0]	13 [22.0]
50 ~ 99	8 [16.7]	9 [16.1]	10 [12.1]	5 [10.0]	5 [8.5]
100 ~ 199	3 [6.3]	12 [21.4]	10 [12.1]	6 [12.0]	2 [3.4]
200 ~ 299	2 [4.2]	2 [3.6]	3 [3.6]	7 [14.0]	5 [8.5]
300 ~ 499	4 [8.3]	9 [16.1]	9 [10.8]	-	3 [5.1]
500 ~ 999	9 [18.8]	6 [10.7]	17 [20.4]	15 [30.0]	11 [18.6]
1,000 人 以 上	12 [25.0]	8 [14.3]	18 [21.7]	12 [24.0]	12 [20.3]
不 詳	3 [6.3]	2 [3.6]	6 [7.2]	3 [6.0]	8 [13.6]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和元	2	3	4	5
総数		48	56	83	50	59
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	1	4	1	2
E 製造業		5	4	9	5	4
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		1	-	-	-	-
G 情報通信業		5	2	7	6	5
H 運輸・郵便業		5	10	8	6	11
I 卸売・小売業		8	4	9	3	4
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		1	3	2	2	4
L 学術研究・専門 サービス業		1	4	4	8	5
M 宿泊業・飲食 サービス業		7	8	5	2	1
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		1	1	5	3	-
O 教育・学習支援業		8	3	6	5	9
P 医療・福祉		2	8	8	2	5
Q 複合サービス事業		-	1	2	-	1
R サービス業		2	7	14	7	8
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位：%)

産業	年	構成比				
		令和元	2	3	4	5
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		4.2	1.8	4.8	2.0	3.4
E 製造業		10.4	7.1	10.8	10.0	6.8
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		2.1	-	-	-	-
G 情報通信業		10.4	3.6	8.4	12.0	8.5
H 運輸・郵便業		10.4	17.9	9.6	12.0	18.6
I 卸売・小売業		16.7	7.1	10.8	6.0	6.8
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		2.1	5.4	2.4	4.0	6.8
L 学術研究・専門 サービス業		2.1	7.1	4.8	16.0	8.5
M 宿泊業・飲食 サービス業		14.6	14.3	6.0	4.0	1.7
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2.1	1.8	6.0	6.0	-
O 教育・学習支援業		16.7	5.4	7.2	10.0	15.3
P 医療・福祉		4.2	14.3	9.6	4.0	8.5
Q 複合サービス事業		-	1.8	2.4	-	1.7
R サービス業		4.2	12.5	16.9	14.0	13.6
S 公務		-	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和元	2	3	4	5
製造業総数	5	4	9	5	4
E09・10 食料品・飲料	-	1	-	1	1
E11 繊維	-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	1	1	1	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭	1	-	3	1	-
E18 プラスチック製品	-	-	-	1	-
E19・20 ゴム製品・皮革	1	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	-	1	-	2
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	-	-	1	-	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	-	1	-
E29 電気機械器具	1	1	1	1	-
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	1	-	-	-
E32 その他	-	-	2	-	-

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	令和元	2	3	4	5
	サービス業総数 ^注		11	20	28	20
L71 学術・開発研究機関		-	-	1	-	-
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		-	4	3	7	4
L73 広告業		1	-	-	-	-
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		-	-	-	1	1
M75 宿泊業		-	-	-	-	-
M76 飲食店		6	7	4	1	1
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		1	1	1	1	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	-	-	-	-
N79 その他の生活関連サービス業		1	1	3	3	-
N80 娯楽業		-	-	2	-	-
R88 廃棄物処理業		1	-	-	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	-	-	1
R91 職業紹介・労働者派遣業		-	3	5	1	-
R92 その他の事業サービス業		-	3	4	2	4
R93 政治・経済・文化団体		-	-	3	2	2
R94 宗教		-	-	1	-	-
R95 その他のサービス業		1	-	1	2	1
R96 外国公務		-	1	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項	年				
	令和元	2	3	4	5
総 数	103	116	192	109	128
1件当たり平均事項数	2.15	2.07	2.31	2.18	2.17
組合承認・組合活動等	5	3	3	1	5
協約締結・全面改定	1	-	2	1	5
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	24	31	51	26	24
賃 金 増 額	3	1	5	4	4
一 時 金	7	4	5	6	3
諸 手 当	-	6	6	5	6
その他賃金に関するもの	12	12	18	10	7
退職一時金・年金	1	2	6	-	-
解雇・休業手当	1	6	11	1	4
給与以外の労働条件	13	9	28	13	12
労 働 時 間	3	3	2	4	-
休 日 ・ 休 暇	2	2	2	1	1
作業方法の変更	-	-	2	-	-
定 年 制	-	1	4	2	1
その他の労働条件	8	3	18	6	10
経 営 又 は 人 事	19	28	43	25	40
事業休廃止・事業縮小	1	1	2	-	2
企業合併・営業譲渡	-	1	-	-	-
人 員 整 理	-	1	-	1	2
配 置 転 換	3	4	9	4	5
解 雇	14	17	25	16	28
その他の経営・人事	1	4	7	4	3
福 利 厚 生	2	1	2	-	1
団 交 促 進	31	33	50	37	35
事 前 協 議 制	1	0	1	1	-
そ の 他	7	11	12	5	6

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項	年				
	令和元	2	3	4	5
総 数	49	51	87	52	60
組合承認・組合活動等	5	-	2	-	5
協約締結・全面改定	1	-	-	1	3
協約効力・解釈	-	-	-	-	-
賃 金 等	15	17	34	18	17
賃 金 増 額	3	1	5	3	3
一 時 金	5	3	5	5	2
諸 手 当	-	3	4	2	4
その他賃金に関するもの	6	7	10	8	5
退職一時金・年金	1	1	4	-	-
解雇・休業手当	-	2	6	-	3
給与以外の労働条件	9	8	20	10	9
労働時間	1	2	2	3	-
休日・休暇	1	2	1	1	1
作業方法の変更	-	-	2	-	-
定 年 制	-	1	3	1	1
その他の労働条件	7	3	12	5	7
経 営 又 は 人 事	11	20	24	18	22
事業休廃止・事業縮小	1	1	-	-	1
企業合併・営業譲渡	-	1	-	-	-
人 員 整 理	-	1	-	1	-
配 置 転 換	2	4	4	2	2
解 雇	7	10	14	11	16
その他の経営・人事	1	3	6	4	3
福 利 厚 生	2	1	2	-	1
団交ルール設定・当事者の態度等	-	-	-	1	-
事 前 協 議 制	1	-	-	-	-
そ の 他	5	5	5	4	2

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
あっせん総数	48 [100.0]	56 [100.0]	82 [100.0]	50 [100.0]	59 [100.0]
三者委員	19 [39.6]	19 [33.9]	38 [46.3]	16 [32.0]	20 [33.9]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	29 [60.4]	37 [66.1]	44 [53.7]	34 [68.0]	39 [66.1]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
総数	53 96.5	61 114.4	67 89.6	61 113.1	59 84.3
解決	19 142.6	19 138.4	32 76.9	32 150.3	22 118.2
取下	7 145.1	6 208.2	7 124.0	5 64.2	5 55.8
打切	27 51.5	36 86.1	27 95.6	23 71.8	32 65.4
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 3年の総数欄の平均日数は、埼玉県労働委員会に移管された1件を除いた66件の平均である。

3) 4年の総数欄の平均日数は、神奈川県労働委員会に移管された1件を除いた60件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分	年				
	令和元	2	3	4	5
総数	19 [100.0]	19 [100.0]	32 [100.0]	32 [100.0]	22 [100.0]
提示あり	-	1 [5.3]	-	-	1 [4.5]
提示なし	19 [100.0]	18 [94.7]	32 [100.0]	32 [100.0]	21 [95.5]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由	年				
	令和元	2	3	4	5
総数	7 [100.0]	6 [100.0]	7 [100.0]	5 [100.0]	5 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	1 [14.3]	-	1 [14.2]	-	-
自主交渉で解決したい	1 [14.3]	1 [16.7]	-	1 [20.0]	1 [20.0]
審査手続又は裁判所で和解	1 [14.3]	-	-	-	-
不当労働行為事件命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	-	2 [33.3]	3 [42.9]	1 [20.0]	-
調整拒否	4 [57.1]	3 [50.0]	-	3 [60.0]	4 [80.0]
当事者主張固持歩みより困難	-	-	-	-	-
その他	-	-	3 [42.9]	-	-

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由	年	令和元	2	3	4	5
	総 数		27 [100.0]	36 [100.0]	27 [100.0]	23 [100.0]
調整拒否		14 [51.9]	17 [47.2]	7 [25.9]	14 [60.9]	17 [53.1]
当事者主張固持 歩みより困難		13 [48.1]	19 [52.8]	20 [74.1]	9 [39.1]	15 [46.9]
案 拒 否		-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	取扱件数		139	127	129	107
前年からの繰越 開始		47	42	39	31	33
		92	85	90	76	86
終結件数		97	88	98	74	87
解決 打切 移行		97	88	96	72	87
		-	-	1	1	0
		-	-	1	1	0
次年繰越		42	39	31	33	32

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	総数		92	85	90	76
運輸・通信業		2	3	2	3	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	-
廃棄物処理業		18	18	17	17	15
医療業		72	64	71	56	67
保健衛生業		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	1

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
取扱件数		447	440	398	399	406
前年繰越		315	323	301	294	309
新規申立		132	117	97	105	97
終結件数		124 [100.0]	(1) 139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]
取下・和解		93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]
取下		17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]
無関与和解		12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]
関与和解		64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]
命令・決定		(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]
全部救済		(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]
一部救済		15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]
棄却		12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]
却下		-	-	-	-	1 [1.1]
救済率		39.1	44.0	40.0	80.4	54.2
終結率		27.7	31.6	26.1	22.6	21.9
次年繰越		323	301	294	309	317

注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
取扱件数		412	429	449	441	445
前年繰越		317	313	350	358	366
新規申立		95	116	99	83	79
終結件数		99 [100.0]	79 [100.0]	(2) 91 [100.0]	75 [100.0]	114 [100.0]
取下・和解		75 [75.8]	56 [70.9]	69 [75.8]	57 [76.0]	95 [83.3]
	取下	15 [15.2]	10 [12.7]	19 [20.9]	13 [17.3]	14 [12.3]
	無関与和解	12 [12.1]	22 [27.8]	12 [13.2]	13 [17.3]	16 [14.0]
	関与和解	48 [48.5]	24 [30.4]	38 [41.8]	31 [41.3]	65 [57.0]
	命令・決定	24 [24.2]	23 [29.1]	(2) 22 [24.2]	18 [24.0]	19 [16.7]
	全部救済	10 [10.1]	8 [10.1]	9 [9.9]	4 [5.3]	4 [3.5]
	一部救済	10 [10.1]	9 [11.4]	5 [5.5]	8 [10.7]	9 [7.9]
	棄却	4 [4.0]	4 [5.1]	(1) 8 [8.8]	5 [6.7]	4 [3.5]
	却下	-	2 [2.5]	(1) -	1 [1.3]	2 [1.8]
救済率		62.5	54.3	47.9	44.4	44.7
終結率		24.0	18.4	20.3	17.0	25.6
次年繰越		313	350	358	366	331

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
東京都	95	116	99	83	79
全国	245	279	277	227	255
比率	38.8	41.6	35.7	36.6	31.0

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
総数	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]
個人	1 [1.1]	2 [1.7]	1 [1.0]	2 [2.4]	1 [1.3]
組合	80 [84.2]	89 [76.7]	76 [76.8]	68 [81.9]	61 [77.2]
上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合	2 [2.1]	1 [0.9]	3 [3.0]	5 [6.0]	-
組合・上部組合	12 [12.6]	24 [20.7]	18 [18.2]	8 [9.6]	17 [21.5]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	-	1 [1.0]	-	-

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
総 数		95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]
都内	23 区	55 [57.9]	87 [75.0]	70 [70.7]	58 [69.9]	60 [75.9]
	市・町・村	13 [13.7]	6 [5.2]	6 [6.1]	8 [9.6]	2 [2.5]
都 外		27 [28.4]	23 [19.8]	23 [23.2]	17 [20.5]	17 [21.5]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		令和元	2	3	4	5
総 数		95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]	83 [100.0]	79 [100.0]
49 人 以 下		23 [24.2]	26 [22.4]	14 [14.1]	21 [25.3]	19 [24.1]
50 ～ 99		8 [8.4]	11 [9.5]	7 [7.1]	10 [12.0]	8 [10.1]
100 ～ 199		9 [9.5]	12 [10.3]	15 [15.2]	6 [7.2]	6 [7.6]
200 ～ 299		7 [7.4]	5 [4.3]	2 [2.0]	3 [3.6]	5 [6.3]
300 ～ 499		5 [5.3]	6 [5.2]	3 [3.0]	4 [4.8]	1 [1.3]
500 ～ 999		9 [9.5]	4 [3.4]	7 [7.1]	4 [4.8]	2 [2.5]
1,000 人 以 上		19 [20.0]	33 [28.4]	25 [25.2]	20 [24.1]	19 [24.1]
不 詳		15 [15.8]	19 [16.4]	26 [26.3]	15 [18.1]	19 [24.1]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	総数		94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]
有		18 [19.1]	25 [21.9]	23 [23.5]	17 [20.7]	14 [17.9]
無 (不明を含む)		76 [80.9]	89 [78.1]	75 [76.5]	65 [79.3]	64 [82.1]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	総数		94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]	82 [100.0]
有		69 [73.4]	85 [74.6]	78 [79.6]	58 [70.7]	59 [75.6]
無		25 [26.6]	29 [25.4]	20 [20.4]	24 [29.3]	19 [24.4]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
総 数		69 [100.0]	85 [100.0]	78 [100.0]	58 [100.0]	59 [100.0]
連 合		44 [63.8]	54 [63.5]	50 [64.1]	35 [60.3]	29 [49.2]
	J A M	2	5	12	2	1
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	2	-	1	1	-
	政 労 連	-	-	-	1	-
	全 水 道	-	2	-	-	-
	情 報 労 連	1	1	2	-	1
	連 合 ユ ニ オ ン	5	9	8	6	3
	全 国 ユ ニ オ ン	32	36	25	23	22
	そ の 他	2	1	2	2	2
全 労 連		15 [21.7]	22 [25.9]	13 [16.7]	10 [17.2]	18 [30.5]
	日 本 医 労 連	1	2	1	1	-
	建 交 労	1	1	1	1	1
	全 国 一 般	5	6	6	2	5
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	1	1	-	-	1
	J M I T U	2	4	-	2	3
	自 交 総 連	1	2	-	-	-
	全 労 連 自 治 労 連	2	4	2	-	-
	そ の 他	2	2	3	4	8
上 記 以 外		10 [14.5]	9 [10.6]	15 [19.2]	13 [22.4]	12 [20.3]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	2	3	4	3	1
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	7	4	3	5	6
出 版 労 連		1	-	1	1	2
	航 空 連	-	-	2	-	-
	全 損 保	-	-	-	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	2	5	4	3

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		令和元	2	3	4	5	
申 立 件 数		95	116	99	83	79	
大 分 類	1号関係	30	45	35	31	21	
	2号関係	75	82	76	67	68	
	3号関係	56	62	53	32	43	
	4号関係	1	2	2	2	4	
内 訳	1号	-	7	4	1	1	
	2号	35	41	38	38	30	
	3号	11	8	7	5	4	
	4号	-	-	-	1	1	
	1・2号	4	6	4	10	3	
	1・3号	9	18	10	9	4	
	1・4号	-	-	-	-	-	
	2・3号	19	22	19	8	21	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	-	-	-	-	-	
	1・2・3号	16	12	15	10	11	
	1・2・4号	-	-	-	1	-	
	1・3・4号	-	1	2	-	-	
	2・3・4号	-	-	-	-	1	
	1・2・3・4号	1	1	-	-	2	

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
		令和元	2	3	4	5	
申立件数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係	31.6	38.8	35.4	37.3	26.6	
	2号関係	78.9	70.7	76.8	80.7	86.1	
	3号関係	58.9	53.4	53.5	38.6	54.4	
	4号関係	1.1	1.7	2.0	2.4	5.1	
内訳	1号	-	6.0	4.0	1.2	1.3	
	2号	36.8	35.3	38.4	45.8	38.0	
	3号	11.6	6.9	7.1	6.0	5.1	
	4号	-	-	-	1.2	1.3	
	1・2号	4.2	5.2	4.0	12.0	3.8	
	1・3号	9.5	15.5	10.1	10.8	5.1	
	1・4号	-	-	-	-	-	
	2・3号	20.0	19.0	19.2	9.6	26.6	
	2・4号	-	-	-	-	-	
	3・4号	-	-	-	-	-	
	1・2・3号	16.8	10.3	15.2	12.0	13.9	
	1・2・4号	-	-	-	1.2	-	
	1・3・4号	-	0.9	2.0	-	-	
	2・3・4号	-	-	-	-	1.3	
	1・2・3・4号	1.1	0.9	-	-	2.5	

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		令和元	2	3	4	5
総数		95	116	99	83	79
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	1	-
D 建設業		3	2	5	7	1
E 製造業		15	9	10	11	7
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	7	1	1	-
G 情報通信業		4	13	6	6	6
H 運輸・郵便業		13	20	14	6	14
I 卸売・小売業		13	9	12	9	7
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		6	3	5	3	3
L 学術研究・専門サービス業		4	3	2	4	7
M 宿泊業・飲食サービス業		10	5	9	3	3
N 生活関連サービス業・娯楽業		3	2	4	1	4
O 教育・学習支援業		6	11	10	11	10
P 医療・福祉		6	16	13	9	2
Q 複合サービス事業		1	2	-	-	2
R サービス業		10	12	7	11	11
S 公務		1	2	-	-	1
T 分類不能		-	-	1	-	1

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		令和元	2	3	4	5
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	1.2	-
D 建設業		3.2	1.7	5.1	8.4	1.3
E 製造業		15.8	7.8	10.1	13.3	8.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	6.0	1.0	1.2	-
G 情報通信業		4.2	11.2	6.1	7.2	7.6
H 運輸・郵便業		13.7	17.2	14.1	7.2	17.7
I 卸売・小売業		13.7	7.8	12.1	10.8	8.9
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		6.3	2.6	5.1	3.6	3.8
L 学術研究・専門サービス業		4.2	2.6	2.0	4.8	8.9
M 宿泊業・飲食サービス業		10.5	4.3	9.1	3.6	3.8
N 生活関連サービス業・娯楽業		3.2	1.7	4.0	1.2	5.1
O 教育・学習支援業		6.3	9.5	10.1	13.3	12.7
P 医療・福祉		6.3	13.8	13.1	10.8	2.5
Q 複合サービス事業		1.1	1.7	-	-	2.5
R サービス業		10.5	10.3	7.1	13.3	13.9
S 公務		1.1	1.7	-	-	1.3
T 分類不能		-	-	1.0	-	1.3

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳	年	令和元	2	3	4	5
	製造業総数		15	9	8	10
E09・10 食料品・飲料		5	-	-	-	1
E11 繊維		-	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具		-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品		1	-	-	-	-
E15 印刷		1	1	1	-	-
E16・17 化学工業・石油・石炭		3	3	2	3	-
E18 プラスチック製品		-	-	-	2	-
E19・20 ゴム製品・皮革		-	1	-	-	-
E21 窯業・土石製品		-	-	1	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品		1	1	3	-	1
E25・26 はん用・生産用機械器具		1	-	-	-	-
E27 業務用機械器具		1	1	1	1	2
E28 電子部品・デバイス・電子回路		1	-	-	1	-
E29 電気機械器具		-	1	-	1	1
E30 情報通信機械器具		-	1	-	1	-
E31 輸送用機械器具		-	-	-	1	-
E32 その他		1	-	-	-	2

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	令和元	2	3	4	5
サービス業総数 ^注	27	22	22	19	25
L71 学術・開発研究機関	-	-	1	1	2
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	2	2	-	1	3
L73 広告業	1	1	-	-	1
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	1	-	1	2	1
M75 宿泊業	1	1	1	-	-
M76 飲食店	8	4	7	3	3
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	1	-	1	-	-
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	2	-	1	-	2
N79 その他の生活関連 サービス業	-	1	2	-	-
N80 娯楽業	1	1	1	1	2
R88 廃棄物処理業	1	-	1	1	1
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	1
R91 職業紹介・労働者派遣業	3	5	3	5	4
R92 その他の事業サービス業	2	4	2	2	2
R93 政治・経済・文化団体	4	1	-	-	3
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	-	2	-	3	-
R96 外国公務	-	-	1	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	総 数		833	732	957	961
調 査		645	507	694	695	639
審 問		57	36	61	37	46
和 解		1	2	8	1	2
そ の 他		130	187	194	228	227

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	終 結 件 数		99	79	91	75
平均 調査回数		7.7	5.5	5.9	7.4	6.7
平均 審問回数		0.7	0.5	0.4	0.5	0.4
平均 証人数		1.3	0.9	0.7	0.7	0.5
平均 所要日数		513.3	492.0	496.7	642.0	684.3
う ち 、 命 令 事 件		24	23	22	18	19
平均 調査回数		10.3	9.6	9.6	11.7	11.1
平均 審問回数		2.4	1.7	1.5	2.0	1.7
平均 証人数		4.1	2.8	2.3	2.6	2.5
平均 所要日数		864.8	866.3	894.5	1,053.4	959.4

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分 \ 年	令和元		2		3		4		5	
	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問	調査	審問
終結件数	89		99		91		75		114	
1回	6	5	10	1	3	3	5	5	11	4
2回	9	11	10	11	8	12	5	8	7	13
3回	8	6	4	5	9	4	6	3	7	4
4回	7	4	5	-	8	-	10	1	12	-
5回	5	2	8	1	10	-	2	1	4	-
6回	7	-	5	-	11	-	5	-	6	-
7回	4	-	4	-	8	-	7	-	8	-
8回	6	-	3	-	3	-	9	-	9	-
9回	11	-	3	-	6	-	4	-	4	-
10回以上	31	-	17	-	16	-	18	-	27	-
0回	5	71	10	61	9	72	4	57	19	93
総回数	573	49	764	71	437	43	538	39	698	42

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年				
	令和元	2	3	4	5
終 結 件 数	99	79	91	75	114
1 ～ 5 人	21	16	14	12	17
6 ～ 10 人	7	2	4	3	2
11 ～ 15 人	-	-	-	-	-
16 ～ 20 人	-	-	-	-	-
21 人 以 上	-	-	-	-	-
証 人 な し	71	61	73	60	95
証 人 総 数	127	72	68	53	62

注)一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年				
	令和元	2	3	4	5
総平均日数	513.3	492.0	496.7	642.0	684.3
全部救済	765.2	631.3	845.2	927.5	1,103.3
一部救済	992.8	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4
棄却	793.8	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5
却下	-	835.0	-	670.0	237.5
関与和解	438.0	311.0	397.1	555.1	726.5
無関与和解	297.6	342.6	315.5	405.5	392.9
その他取下	364.1	394.5	349.7	516.3	447.6

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年				
	令和元	2	3	4	5
総平均日数	513.3	492.0	642.0	642.0	684.3
うち民間	510.1	494.2	485.3	641.7	684.3
全部救済	765.2	631.3	845.2	927.5	1,103.3
一部救済	1,011.9	1,001.3	815.8	1,059.5	1,058.4
棄却	793.8	1,048.0	945.4	1,221.0	953.5
却下	-	310.6	-	-	237.5
関与和解	438.0	342.6	390.7	555.1	726.5
無関与和解	297.6	394.5	315.5	405.5	392.9
取下	364.1	835.0	349.7	516.3	447.6
終結事件総数	89	99	79	75	114
終結事件数 (民間関係)	87	98	78	74	114

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
総平均日数		513.3	492.0	642.0	642.0	684.3
うち、長期以外		513.3	474.3	496.7	624.3	549.1
	全部救済	765.2	631.3	845.2	927.5	726.0
	一部救済	992.8	892.0	815.8	1,059.5	1,058.0
	棄却	793.8	1,048.0	999.0	1,221.0	953.5
	却下	-	311.0	-	670.0	237.5
	関与和解	438.0	342.6	397.1	508.5	512.0
	無関与和解	297.6	394.5	315.5	405.5	392.9
	取下	364.1	835.0	349.7	516.3	447.6
終結事件総数		99	79	79	75	114
終結事件数 (長期以外)		99	78	91	74	107

注1)一部分離命令は含まない。

2)「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分	年	令和元	2	3	4	5
	措置申立件数		17	17	22	15
勧告等措置件数		8	7	12	8	11
	規則40条による勧告	-	-	1	-	-
	その他の措置	8	7	11	8	11
	文書	4	5	4	4	5
	口頭	4	2	7	4	6

注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

3) 措置件数及びその内訳は、令和6年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成26	27	28	29	30
取扱件数		401	385	318	327	328
	前年繰越	219	230	191	182	198
	新規申請	182	155	127	145	130
終結件数		171	194	136	129	124
		[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
	取下	3	3	2	1	2
		[1.8]	[1.5]	[1.5]	[0.8]	1.6
	打切	101	136	94	78	87
		[59.1]	[70.1]	[69.1]	[60.5]	70.2
	資格あり	67	55	40	50	34
		[39.2]	[28.4]	[29.4]	[38.8]	27.4
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	67	55	40	50	34
資格なし		-	-	-	-	1
						[0.8]
次年繰越		230	191	182	198	204

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分		年				
		令和元	2	3	4	5
東京都		132	163	147	100	117
全国		404	470	418	375	399
比率		32.7	34.7	35.2	26.7	29.3

(第39表つづき)

(単位:件、%)

年 区分		令和元	2	3	4	5
		取扱件数	336	356	396	366
前年繰越 新規申請		204	193	249	266	264
		132	163	147	100	117
終結件数		143	107	130	102	153
		[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
取 下		1	1	1	2	0
		[0.7]	[0.9]	[0.8]	[2.0]	[0.0]
打 切		88	60	76	65	119
		[61.5]	[56.1]	[58.5]	[63.7]	[77.8]
資格あり		54	45	53	35	34
		[37.8]	[42.1]	[40.8]	[34.3]	[22.2]
補正勧告あり		-	-	-	-	-
	補正勧告なし	54	45	53	35	34
資格なし		-	1	-	-	-
			[0.9]			
次年繰越		193	249	266	264	228

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

年 区分		令和元	2	3	4	5
		総 数	132	163	147	100
不当労働行為		109	144	120	89	103
法人登記		17	17	18	11	10
委員推薦		4	-	5	-	4
労働者供給事業		2	2	4	-	-

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 件 数	終 結 件 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あ り	資 格 な し	
総 数	381	153	0	119	34	0	228
不当労働行為	364	138	-	118	20	-	226
法人登記	13	11	-	1	10	-	2
委員推薦	4	4	-	-	4	-	-
労働者供給事業	-	-	-	-	-	-	-

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年				
	令和元	2	3	4	5
総平均日数	467.3	426.7	430.9	597.3	697.5
不当労働行為	534.5	499.7	519.4	671.5	764.5
法人登記	62.1	76.7	80.0	167.2	105.0
委員推薦	29.0	-	20.6	-	15.0
労働者供給事業	27.0	187.0	43.8	-	-

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	令和元	2	3	4	5
総 数	969 (288)	1,266 (277)	1,206 (330)	1,126 (234)	1,180 (261)
調整に関するもの	162 (48)	248 (56)	238 (83)	219 (50)	237 (59)
不当労働行為に 関するもの	243 (95)	320 (116)	274 (99)	272 (83)	267 (79)
資格審査に 関するもの	233 (132)	298 (163)	279 (147)	207 (100)	219 (117)
その他の相談	331 (2)	400 (1)	415 (1)	428 (1)	457 (2)

注) ()内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>

第46期東京都労働委員会委員名簿

令和5年12月31日現在

区分	氏名	現職	就任日
公 益 委 員	会長 かな い やす お 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 だん どう じょう じ 團 藤 丈 士	元名古屋高等裁判所長官	05・12・1
	会長代理 みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	おお た はる お 太 田 治 夫	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	03・3・1
	かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	05・12・1
	きた い く み こ 北 井 久 美 子	弁護士（第二東京弁護士会）	03・12・1
	た むら たつ ひさ 田 村 達 久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1
	とみ なが こう いち 富 永 晃 一	上智大学 法学部教授	03・12・1
	にし むら み か 西 村 美 香	成蹊大学 法学部教授	03・12・1
	ふく しま かな え 福 島 かな え	弁護士（第一東京弁護士会）	05・12・1
	もり まど か 森 円 香	弁護士（第二東京弁護士会）	05・12・1
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	浦野英子 うらのの へいき こ	東京都電力総連 特別執行委員	05・12・1
	川上晴司 かわかみ せい し	JAM東京千葉 参与	30・6・1
	北健一 きた けん いち	日本出版労働組合連合会 副委員長	03・12・1
	(田中弘高) たなか ひろ ひさ	連合東京 労働局・局長	29・12・1
	久保潤一郎 くほ じゆん いち ろう	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
	齊藤好行 さいとう よし ゆき	運輸労連東京 執行委員長	05・12・1
	土屋亮 つちや りょう	自動車総連東京地方協議会 議長	05・12・1
	二木栄一 にき えい いち	自治労港区職員労働組合 特別執行委員	05・12・1
	日野麻美 ひの あさ み	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
	ほか外 園幸二 ほかに そ の こう じ	UAゼンセン 副書記長	05・12・1
	町田よし宏 まちだ よし ひろ	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 副委員長	27・12・1
もり森 治 美 もり はる み	東京交通労働組合 顧問	03・12・1	
やす安 田 潔 やす た きよ	UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・1	
よこ横 山 陽 子 よこ やま よう こ			

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	あき かわ ひし 朝 香 博	株式会社東商サポート&サービス 顧問	05・12・1
	いし かわ すなお 石 川 直	株式会社資生堂 社友	05・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1
	いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	くま た きょう こ 熊 田 京 子	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	KDDI株式会社 社友	03・12・1
	くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 朗	TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・1
	き の みち のり 佐 野 通 則	東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・1
	たか た あつ ひこ 高 田 淳 彦	鹿島建設株式会社 社友	05・10・16
	た が や まさる 多 賀 谷 勝	東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・1
	まつ だ じ ろう 松 田 二 郎	東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	全日本空輸株式会社 社友	29・12・1
	わ だ よし ひろ 和 田 慶 宏	旭化成株式会社 社友	03・12・1

退任委員名簿（令和５年）

（公益委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
菊池洋一	弁護士（元広島高等裁判所長官）	3・12・1 ～5・11・30
川田琢之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1 ～5・11・30
巻淵眞理子	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1 ～5・11・30
三木祥史	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1 ～5・11・30

（労働者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
青木正男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1 ～5・11・30
安藤哲雄	日産労連関東地域本部 労組活動アドバイザー	29・12・1 ～5・11・30
佐藤重己	東京都電力総連 特別執行委員	元・12・1 ～5・11・30
高橋宏之	東京地下鉄労働組合 顧問	29・12・1 ～5・11・30
竹森義彦	U Aゼンセン東京都支部 支部長	3・12・1 ～5・11・30

（使用者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
内田隆文	株式会社資生堂 社友	23・12・1 ～5・11・30
大屋和雄	東部金属熱処理工業組合 理事	3・12・1 ～5・6・10
加藤節夫	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	5・9・1 ～5・11・30
橋本昌道	株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・1 ～5・11・30
門馬草	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1 ～5・8・31

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和6年1月1日現在

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
かな い やす お 雄 金 井 康 雄	東京都労働委員会会長 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
だん とう じょう し 團 藤 丈 士	東京都労働委員会会長代理 元名古屋高等裁判所長官	05・12・5
みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
おお た けい お 夫 太 田 治 夫	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	03・3・2
かん き ち か こ 神 吉 知 郁 子	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	05・12・5
きた い く み こ 北 井 久 美 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	03・12・2
た むら たつ ひき 田 村 達 久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	元・12・2
とみ なが こう 一 富 永 晃 一	東京都労働委員会委員 上智大学 法学部教授	03・12・2
にし むら み か 西 村 美 香	東京都労働委員会委員 成蹊大学 法学部教授	03・12・2
ふく しま かな え 福 島 かな え	東京都労働委員会委員 弁護士 (第一東京弁護士会)	05・12・5
もり まど か 森 円 香	東京都労働委員会委員 弁護士 (第二東京弁護士会)	05・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	東京都労働委員会委員 弁護士（東京弁護士会）	03・12・2
きく ち よう いち 菊 池 洋 一	前東京都労働委員会委員	03・12・2
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	前東京都労働委員会委員	25・12・4
まき ふち ま り こ 巻 淵 眞 理 子	前東京都労働委員会委員	29・12・5
み き ち し ひと 三 木 祥 史	前東京都労働委員会委員	29・12・5
うら の ふさ こ 浦 野 英 子	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	05・12・5
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	30・6・5
きた けん いち 北 健 一 (た なか ひろ ひさ) 田 中 弘 尚	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 副委員長	03・12・2
く ほ じゆん いち ろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局・局長	29・12・5
きい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・2
つち や りょう 土 屋 亮	東京都労働委員会委員 運輸労連東京 執行委員長	05・12・5
に き えい いち 二 木 栄 一	東京都労働委員会委員 自動車総連東京地方協議会 議長	05・12・5
ひ の あさ み 日 野 麻 美	東京都労働委員会委員 自治労港区職員労働組合 特別執行委員	05・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
ほか 園 幸 二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・2
まち 田 吉 宏	東京都労働委員会委員 UAゼンセン 副書記長	05・12・5
もり 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 副委員長	27・12・4
やす 田 きん 潔	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合 顧問	03・12・2
よこ 山 よう 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・2
あお 木 まさ お 男	前東京都労働委員会委員	29・12・5
あん 藤 てつ お 雄	前東京都労働委員会委員	29・12・5
き 佐 藤 しげ み 己	前東京都労働委員会委員	元・12・2
たか 橋 ひろ ゆき 宏 之	前東京都労働委員会委員	29・12・5
たけ 竹 もり 義 ひこ 彦	前東京都労働委員会委員	03・12・2
あき 朝 か ひろ 博 香	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	05・12・5
いし 川 すなお 直 川	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	05・12・5
いし 川 すみ ひこ 純 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
くま た きょう こ 熊 田 京 子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元・12・2
くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	東京都労働委員会委員 KDDI株式会社 社友	03・12・2
くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 朗	東京都労働委員会委員 TOPPANエッジ株式会社 顧問	元・12・2
まの の みち のり 佐 野 通 則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・2
たか た あつ ひこ 高 田 淳 彦	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	05・10・17
た が や まさる 多 賀 谷 勝	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	05・12・5
まつ た じ ろう 松 田 二 郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・2
みや した けい こ 宮 下 恵 子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社 社友	29・12・5
わ た よし ひろ 和 田 慶 宏	東京都労働委員会委員 旭化成株式会社 社友	03・12・2
うち た たか ふみ 内 田 隆 文	前東京都労働委員会委員	23・12・2
か こう まつ お 加 藤 節 夫	前東京都労働委員会委員	05・9・4
はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	前東京都労働委員会委員	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
ねもと こう し 根 本 浩 志	東京都労働委員会事務局 事務局長	05・4・4
ほん た なみ 本 田 尚 美	東京都労働委員会事務局 総務課長	04・4・5
ふく た たか よし 福 田 孝 由	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	05・4・4
はぎ わら こう た うろ 萩 原 幸 太 郎	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	04・4・5
かな い ゆ き こ 金 井 有 紀 子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	05・10・3
の ぐち あきら 野 口 明	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	04・4・5
むら かみ えい いち 村 上 英 一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
たね むら かず お 種 村 和 夫	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	05・4・4
いし た たく 石 田 拓	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	04・4・5
ひら かわ ひろ み 平 川 ひろ み	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30・4・3
たん の あき こ 丹 野 明 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	02・4・7
かじ わら みち よ 梶 原 道 代	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	05・4・4
うち た とも こ 内 田 知 子	東京都産業労働局 雇用就業部長	05・4・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
すぎ た りう し 杉 田 裕 志	労働相談情報センター所長	05・4・4
た なか けい けい 田 中 啓 介	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	05・4・4
なが しま ゆう すけ 永 島 雄 介	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	05・4・4
いわ もと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	02・4・7
おお たに く み こ 大 谷 久 美 子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	03・4・6
みや ち あき こ 宮 地 明 子	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	03・4・6
よこ もり なお き 横 森 直 樹	東京都労働相談情報センター 多摩事務所長	05・2・7